

(公社) 日本スカッシュ協会定時社員総会報告

公益社団法人日本スカッシュ協会

平成 30 年 6 月 10 日に大根田電機株式会社社会議室にて開催されました「公益社団法人日本スカッシュ協会 平成 30 年度定時社員総会」におきまして、下記の議事が検討されましたのでご報告致します。

- 議事** :
- 1、平成 29 年度事業報告並びに財務諸表⇒承認
 - 2、平成 30 年 31 年度役員⇒承認
 - 3、(公社) 日本スカッシュ協会定款の一部変更 (副会長)
⇒承認

- 報告事項** :
- 1、(公社) 日本スカッシュ協会運営規則の一部変更報告
 - 2、平成 30 年度事業計画並びに予算の報告
 - 3、平成 30 年度正会員、名誉総裁、顧問、運営委員、大会・委員会担当者報告
 - 4、平成 30 年全日本スカッシュ選手権大会について
 - 5、2021 年ワールドマスターズ関西について

平成 29 年度 事業報告

公益社団法人日本スカッシュ協会

(1) スカッシュ競技の普及に関する事業

① スカッシュデー・スカッシュウィークの実施

主催：(公社) 日本スカッシュ協会

主管：全国のスポーツクラブ及び地区支部等

日程：<スカッシュデー>平成 30 年 2 月 11 日

<スカッシュウィーク>平成 30 年 2 月 3 日～18 日

会場：全国のスポーツクラブのスカッシュコート等

目的：スカッシュの楽しさをより多くの方々に体験して頂きスカッシュの一層の普及を目的とする。

対象：一般の方、どなたでも。

参加人数：約 2,000 名

内容：スカッシュ体験会、試打会、ヒッティングパートナー、コーチング、レンタル無料デー、スカッシュ大会、3/4 ゲーム大会等

※エアースカッシュキャラバン開催予定の補助金対象 2 団体を募集（後出）

② 広報活動

イ) 広報機関誌<SQUASH>の発行（年 2 回）

Vol. 81 （夏の号）7 月 20 日発行

Vol. 82 （冬の号）平成 30 年 2 月 20 日発行

ロ) 協会ホームページのリニューアル及び運営

<平成 29 年度日本スポーツ振興くじ助成事業>

ハ) 体育協会記者クラブ等マスコミへのプレスリリース等情報発信

③ 大会等のスポンサー対策及び年間協賛の増進

④ 環境対策委員会にて JSA エコプロジェクトを推進する

引き続きスカッシュの大会等におけるゴミの分別等によるエコ活動及び環境ポスターの掲示を全国的に推進。

⑤ エアースカッシュを活用した全国キャラバンを実施

一昨年より全国 12 か所以上で 2,000 名を超える参加者に体験して頂いたエアースカッシュイベントを引き続き継続して積極的に実施していく。

※30 年度開催予定の 2 団体に各 5 万円の補助金を出す為の募集を行った。

(2) スカッシュ競技の競技力の向上に関する事業

① スカッシュの競技力向上に関する事業

目的：海外大会でメダルが取れる選手の育成強化を目的とする。

対象：選手強化活動と新たなジュニア選手の発掘育成を対象とする。

内容：ナショナル強化プロジェクトチームによる JSA 強化指定選手の競技力向上と次世代選手の発掘育成強化。<ジュニアスカウトセレクション>の実施

② ナショナルスカッシュ強化練習会の開催

イ) ナショナルトレーニング

- 主催：(公社) 日本スカッシュ協会
会場：ヨコハマスカッシュスタジアム SQ-CUBE
- ◆日程：4月23日 参加人数：1名
 - ◆日程：5月28日 参加人数：5名
 - ◆日程：6月25日 参加人数：2名
 - ◆日程：8月27日 参加人数：5名
 - ◆日程：12月10日 参加人数：2名
 - ◆日程：平成30年2月4日 参加人数：7名
 - ◆日程：平成30年2月25日 参加人数：3名

ロ) 夏休みジュニアイベント

◆ジュニアスカウトセレクション夏

日程：7月29日
会場：スカッシュマジックアカデミー
目的：ジュニアのU15以下の世代をターゲットにタレント選手発掘
参加：8名

◆ジュニア特別練習会

日程：7月29日
会場：スカッシュマジックアカデミー
参加：U11・U13の強化指定及び強化指定候補選手と
ジュニアスカウト対象選手3名
U15&17の強化指定及び強化指定候補選手と
ジュニアスカウト対象選手6名

◆ジュニアサマーキャンプ

日程：8月11日・12日
会場：スカッシュマジックアカデミー
参加：強化指定選手 1名
強化指定候補選手 8名
ジュニアスカウト対象選手 12名

ハ) 平成29年度西日本ジュニアオープン

主催：日本スカッシュ協会 中国四国支部
協力：(公社) 日本スカッシュ協会
日程：9月23日・24日
会場：マスカットスタジアム内スカッシュコート

◆ジュニアスカウトセレクション in 西日本

日程：9月24日
会場：マスカットスタジアム内スカッシュコート
目的：ジュニアのU15以下の世代をターゲットにタレント選手発掘
参加：2名 (1名選出)

ニ) 平成29年度ジュニアオータムキャンプ

主催：(公社) 日本スカッシュ協会
日程：11月3日
会場：スカッシュマジックアカデミー

参加：強化指定候補選手 3名
ジュニアスカウト対象選手 12名

ホ) **2018 ジュニアウインターキャンプ**

主催：(公社) 日本スカッシュ協会
日程：平成 30 年 1 月 13・14 日
会場：サンセットブリーズ保田
参加：強化指定候補選手 7名
ジュニアスカウト対象選手：16名

へ) **海外コーチ強化合宿 < J O C ・ N F 選手強化事業 >**

主催：(公社) 日本スカッシュ協会
日程：平成 30 年 2 月 6 日～10 日
会場：パレット中川、ヨコハマスカッシュスタジアム S Q - C U B E
東京アメリカンクラブ
コーチ：マークバーグ (オーストラリア)
参加：12名

ト) **ナショナル強化合宿・春 < J O C ・ N F 選手強化事業 >**

主催：(公社) 日本スカッシュ協会
日程：平成 30 年 3 月 28 日～30 日
会場：サンセットブリーズ保田
参加：22名

◆ **ジュニアスカウトセレクション春**

主催：(公社) 日本スカッシュ協会
日程：平成 30 年 3 月 28 日
会場：ヨコハマスカッシュスタジアム S Q - C U B E
参加：9名/2名選出

③ JSA 公認レベル T (普及トレーナー) 及びレベル 1・レベル 2 (コーチ) 認定講習会と認定試験の開催 (WSF 及び ASF のコーチシステムとの連動を図る)

イ) **ASF レベル 2 コーチングコース**

主催：(公社) 日本スカッシュ協会
日程：6 月 20 日～24 日
会場：スカッシュマジックアカデミー
内容：日本のコーチに対する ASF レベル 2 コーチングコースのライセンス取得
に向けての講習会
受講者：8名

ロ) **第 10 回 J S A 公認レベル 1 スカッシュコーチ認定講習会・試験**

主催：(公社) 日本スカッシュ協会
日程：9 月 30 日・10 月 1 日
会場：サンセットブリーズ保田
内容：一般的なクラブプレイヤーをコーチングする指導者のライセンス取得

に向けての講習会及び試験
受講者：7名

④ (公社) 日本スカッシュ協会コーチングワークショップ等の開催

イ) J S A コーチングワークショップ

主催：(公社) 日本スカッシュ協会

日程：5月7日

会場：スカッシュマジックアカデミー

内容：選手指導に必要な知識を得る事を目的とした内容

参加人数：26名

ロ) J S A トレーニング講習会

主催：(公社) 日本スカッシュ協会

日程：10月15日

会場：スカッシュマジックアカデミー

内容：スカッシュに必要なフィットネス要素とトレーニングの基本、トレーニング基礎から応用への発展

参加人数：2名

ハ) J S A コーチングワークショップ in 関西

主催：(公社) 日本スカッシュ協会

日程：11月5日

会場：エル・スポーツ京都

内容：スカッシュに必要な基本的動作、スイング動作における身体の使い方、ムーブメントの動作改善

参加人数：8名

ニ) J S A コーチングキャンプ in サンセットブリーズ保田

主催：(公社) 日本スカッシュ協会

日程：12月29日

会場：サンセットブリーズ保田

内容：ジュニア指導からジュニア選手育成、ムーブメントの実戦、練習方法
情報交換

参加人数：9名

⑤ J S A 公認審判講習会と認定試験の開催・支援と公認<2級・3級・4級>

主催：(公社) 日本スカッシュ協会及び全国の地区都道府県支部

日程：全国にて年13回

会場：全国のスポーツクラブのスカッシュコート又は地域公共施設

目的：レフリー・マーカーの正しい知識を習得し、スカッシュ審判の一層の
技術向上を目的とする。

対象：3級—スカッシュの競技歴が1年以上と認められる者等。

2級—スカッシュの競技歴が3年以上と認められる者等。

参加人数：別表参照

内容：講習会にて、正しいルールやレフリー・マーカーのあり方、正しいジャッジ
(判断)の進め方、トラブルの対処方法、観客や試合のコントロールに

ついて学び、筆記試験と実技（DVD）試験の点数により認定の合否が決められる。

日程	会場	主催	受講者数	受験者数	受験結果				備考
					2級合格	3級合格	4級合格	追試	
4月23日	西宮大学交流センター	関西		9		3		5	再試験
6月4日	セントラル ウエルネスクラブ札幌	北海道	8	13		1		7	
6月8日	杉並区 高井戸地域区民センター	J S A 東京都	39	18		4		10	
6月11日	広島市佐伯区民 文化センター	中国四国	10	11		8			
7月2日	宮城トヨタ自動車	東北	12	14	1	4		7	
7月9日	西宮大学センター	関西		9				8	再試験
10月21日	福岡市立城南市民センター	九州	13	6	1	2		1	
10月28日	西部設備工業所	東京		1	1				
10月29日	宮城トヨタ自動車	東北	6	11		3		5	
11月5日	セントラル ウエルネスクラブ札幌	北海道	4	8		3		3	
1月14日	西宮大学交流センター	関西	21	21				11	
2月18日	西宮大学交流センター	関西	34	27		2		11	
3月10日	ウエスタ川越	四県	26	21				12	
		計	173	169	3	30		75	

(3) スカッシュ競技の競技大会に関する事業

① 協会主催の競技大会

イ) 第28回全日本アンダー23 スカッシュ選手権大会

日程：6月3日・4日

会場：さいたまスカッシュスタジアムSQ-CUBE

目的：日本のトッププレイヤーを目指す若いプレイヤーの育成強化を目的とする。

対象：23歳未満の男女

参加人数：99名

主な大会結果：男子選手権 優勝 松本航太
準優勝 尾瀨祐亮

女子選手権 優勝 酒井真美
準優勝 坂井日向子

ロ) 第31回ジャパンジュニアオープンスカッシュ選手権大会

<ワールドジュニアサーキット(WSF) >

<アジアジュニアスーパーシリーズ(ASF)>

日程：7月25日～28日

会場：ヨコハマスカッシュスタジアム SQ-CUBE

目的：海外のジュニア選手の参加により、日本の選手との交流と技術向上を目的とする。

対象：男女アンダー19、17、15、13、11の選手

参加人数：約178名

主な大会結果：男子U19 優勝 Afy Luqman Noor AFENDY (MALAYSIA)

準優勝 松本 航太 (ティップネス宮崎台)

女子U19 優勝 渡邊 聡美 (メッドサポートシステムズ)

準優勝 Sung Hee OH (KOREA)

ハ) 第23回マスターズカーニバル

日程：10月7日8日

会場：ヨコハマスカッシュスタジアム SQ-CUBE

目的：マスターズ年代のスカッシュ愛好家による親睦を図り、スカッシュの試合を通じた楽しい仲間作りを目的とする。「無差別級」(男女混合)や「強化選手との交流」を企画した。

また、5年後の「2021年関西ワールドマスターズゲームズ」を視野に入れ、現状のマスターズの勢いを衰えさせずに、2021年に臨める体制を整える。

対象：男女オーバー30、40、50、60(初心者～ベテラン)

参加人数：約153名、トリオマッチ24組

ニ) 文部科学大臣杯争奪第46回全日本スカッシュ選手権大会

<平成29年度スポーツ振興基金助成>

日程：11月23日～26日

会場：(公財)倉敷スポーツ公園マスカットスタジアム

目的：全国で開催された公認大会において上位の成績を収めた選手達により、日本チャンピオンの座を競う国内最高峰の大会。日本全国のトップ選手の交流と一層の技術向上を目的とする。

対象：全国の公認大会における上位入賞者で、日本国籍を有する者、及び男女マスターズ

参加人数：209名

大会結果：男子優勝 机 龍之介 (順天堂大学) <4連覇>

男子準優勝 海道 泰喜 (順天堂大学)

男子3位 鈴木優希 (メガロス草加)

男子3位 岡田 賢 (エル・スポーツ京都)

女子優勝 渡邊 聡美 (メッドサポートシステムズ)

<史上最年少優勝>

女子準優勝 小林 海咲 (メッドサポートシステムズ)
女子3位 杉本 梨沙 (順天堂大学大学院)
女子3位 松井 千夏 (SQ-CUBE PRO)

ホ) 第2回JSAウィンターチャレンジカップ

日程：平成29年12月23日24日

会場：サンセットブリーズ保田

対象：一般のジュニア選手

目的：ジュニアへのスカッシュ普及と拡大の為、一般のジュニアへの大会参加の機会を提供する

参加人数：30名

へ) JOCジュニアオリンピックカップ第22回全日本ジュニアスカッシュ選手権大会 <平成29年度JOCジュニアオリンピック助成>

日程：平成30年3月25日～27日

会場：ヨコハマスカッシュスタジアム SQ-CUBE

目的：日本のジュニア選手で年代別ジュニアチャンピオンを競う大会であり、交流と技術向上を目的とする。

対象：男女アンダー19、17、15、13、11、9の選手で、日本国籍を有する者

参加人数：132名

大会結果：アンダー19男子優勝 松本 航太 (ティップネス宮崎台)

アンダー19男子準優勝 大段凜太郎 (セントラル広島)

アンダー19女子優勝 佐野愛利紗 (中部支部)

アンダー19女子準優勝 渡邊安佑未 (関東支部)

② 海外大会日本代表派遣

イ) 第19回アジアスカッシュ個人選手権大会 <JOC・NF選手強化事業>

日程：4月26日～30日

開催地：インド/チェンナイ

参加結果：机 龍之介

小林 海咲 <ベスト8>

渡邊 聡美 <ベスト8>

帯同コーチ 佐野公彦

ロ) 第12回東アジアスカッシュ選手権 <JOC・NF選手強化事業>

日程：7月7日～9日

開催地：香港

種目：男女混合団体戦

参加結果：日本 準優勝

日本代表選手：小林僚生、鈴木優希、机龍之介、酒井真美、渡邊聡美

帯同コーチ：佐野公彦

ハ) PBA第15回ペナンジュニアオープン <JOC・NF選手強化事業>

日程：6月30日～7月5日

開催地：マレーシア

種目：男女アンダー19,17,15,13,11

大会参加人数：642人（日本派遣選手5名、一般参加8名）

主な参加結果：渡邊聡美 アンダー19女子 優勝

帯同コーチ：佐野公彦

ニ) 世界ジュニアスカッシュ個人選手権大会 < JOC・NF選手強化事業 >

日程：7月17日～25日

開催地：ニュージーランド/タウランガ

種目：男女個人戦

参加結果：渡邊聡美 アンダー19女子 第3位（銅メダル）

帯同コーチ：松本 淳

ホ) 第10回ワールドゲームズ

日程：7月20日～30日

開催地：ポーランド/ヴロツワフ

種目：個人戦

参加結果：小林海咲 <2大会連続出場> ベスト16

へ) 香港ジュニアオープン < JOC・NF選手強化事業 >

日程：7月29日～8月6日

開催地：香港

種目：男女アンダー19,17,15,13,11

派遣選手：5名

主な参加結果：渡邊聡美 アンダー19女子 優勝（連勝）

帯同コーチ：佐野公彦、西村佳子、神谷典子

ト) 第24回アジアジュニア個人選手権 < JOC・NF選手強化事業 >

日程：8月15日～19日

開催地：ヨルダン/アンマン

種目：男女アンダー19,17,15,13,11

参加結果：渡邊聡美 アンダー19女子 優勝（日本人史上初）

帯同コーチ：佐野公彦

チ) 第19回アジア選手権（団体戦） < JOC・NF選手強化事業 >

日程：2018年3月21日（水）～25日（日）

開催地：韓国/清州市

種目：男女団体戦

参加結果：男子8位 女子3位入賞（銅メダル）

代表選手：男子/海道泰喜、鈴木優希、机龍之介、林尚輝、

女子/小林海咲、杉本梨沙、松井千夏、渡邊聡美

帯同コーチ：潮木仁、佐野公彦

リ) その他大会参加

第2回 NISSAN オープン-----渡邊聡美 優勝

P S Aワールドオープン-----渡邊聡美 ベスト16

グレーターシティオブベンディゴインターナショナル 2017-----机龍之介 準優勝
PSA フランス・ナント大会-----小林海咲 参戦
大連チャイナグランプリ-----渡邊聡美 準優勝 / 杉本梨沙 ベスト 4
KLジュニアオープン-----渡邊安佑未 アンダー17 準優勝
シンガポールオープン-----渡邊安佑未 アンダー17 準優勝
平野未悠 アンダー17 4位
ブリティッシュジュニアオープン-----渡邊聡美 アンダー19 女子 準優勝

<その他>

渡邊聡美-----世界ジュニアランキング 1位 (2016年11月~)

PSA 月間優秀選手ベストプレイヤーオブザマンス (2017年5月) 受賞
2017年アジア連盟ジュニアプレーヤーオブザイヤー受賞

③ 国際大会の日本開催に向けての資金及び情報の収集

目的：国際大会の自国開催で、好条件で日本選手が戦う事ができ、より好成績を臨む事ができるように準備中。又、国際レベルのプレーを生観戦できる機会になり、メディアの露出を諮り、更に多くの人々のスカッシュへの認知度や関心を高める。

計画：2019年東アジアスカッシュ選手権開催に向けてグラスコートの使用を視野に入れた会場選択と準備。資金を集める為の寄付抽選会の実施。

(4) その他本会の目的を達成する為に必要な振興事業

① アジア競技大会に向けてのロビー活動及び選手強化活動

目的：2018年のアジア競技大会でのメダル獲得に向けて選手強化を一層充実させた。関係機関に働きかけ選手枠確保に努めた。

又、2026年愛知・名古屋開催のアジア競技大会の為に愛知県スポーツ振興課に協力し、レガシーとなる会場作りを働きかけた。

対象：男女ナショナルチーム

種目：男女シングル戦、団体戦

内容：選手強化の為に合宿を集中して行った。

② オリンピックビド：スカッシュ競技採用の為に推進活動

目的：2024年のパリ五輪の正式競技採用を目指す。2020東京五輪のオリンピックムーブメントを最大限に利用し、実験的公開競技(スポーツ・ラボ)の実施を計画する準備をした。

内容：WSF(世界スカッシュ連盟) PSAに全面協力し、情報提供、情報発信など、スカッシュ業界を活発に演出する。その為にIOC(国際オリンピック委員会)並びに2020年東京オリンピック組織委員会へ実験的公開競技<スポーツ・ラボ>の実現を目指して働きかけをした。

③ ワールドマスターズゲームズ関西に向けての推進活動

内容：2021年に京都市にて開催されるワールドマスターズゲームズ関西でのスカッシュ競技に向けて中央競技団体として関西支部と連携し準備を進めた。

- ④ ドーピング検査及びドーピング防止啓蒙活動
＜平成 29 年スポーツ振興くじ助成事業＞
内容：(公財) 日本ドーピング機構に加盟して、競技会検査を 29 年 11 月の全日本選手権大会にて実施。また同全日本会場にてアンチドーピング啓蒙活動（アウトリーチ）と情報の発信を積極的に行った。
- ⑤ 会員募集事業と公認事業制度の運用
内容：* 個人会員登録及び協会公認・承認大会への参加は（株）アプロード運用の「スポーツエントリー」を利用して利便性を図った。但し、平成 23 年度より大会参加に関しての「スポーツエントリー」の利用は、主催者の判断としている。
* 世界スカッシュ連盟（WSF）の規格に基づいて、コート及びボールの公認を行いスカッシュ競技の安全性や統一を図った。
* ポイントが取得できる公認大会を統括（大会公認、要項、ドロー、結果の確認）し、ランキングを管理した。全日本選手権への参加資格取得を目指すなど、選手の競技活動の継続奨励と競技力向上を図った。
* 平成 26 年度に導入したジュニアランキングを継続発行した。
- ⑥ 世界スカッシュ連盟、アジアスカッシュ連盟、東アジアスカッシュ連盟、各国協会、PSA(プロ協会)との相互協力、連携
目的：海外の情報を収集し、国内へ発信。また、海外と友好関係と協力体制を維持し、競技力、団体運営の充実に結び付く積極的な活動を行った。
- ⑦ 全日本学生連盟との連携、強化
目的：引き続き学生連盟の所属選手も個人登録とし、協会機関誌を個別に発送する事により情報を一層密に伝達した。又、大会等における協力体制を強化し、卒業後も競技に携わろうと思う、学生OB、OGと共に運営に参加できる協会を目指して準備中。
- ⑧ 「(公社)日本スカッシュ協会ナショナルトレーニングセンター(仮称)」建設に向けた資金及び情報の収集
目的：協会所有のスカッシュコートがあれば、選手強化が無駄なく継続できる。また、十分なコート数を保有することで、国際大会を開催出来、国際連盟との協調を増進させ、より自国の競技の発展につなげる事ができる。国や自治体の協力を得て「(公社)日本スカッシュ協会ナショナルトレーニングセンター(仮称)」の建設を目指し、資金と情報収集して準備中。
計画：1、今後建設予定の各種施設へのスカッシュコート設置を積極的に働きかけた。
2 自治体、学校、企業に働きかけ、スカッシュコート建設につなげる努力をした。
- ⑨ 体育協会加盟に向けての活動
目的：一層のスカッシュ普及の為、全国各支部体制を強化して各都道府県及び市の体育協会への加盟実現に向けて準備をした。
- ⑩ コンプライアンスの強化

目的：(公社) 日本スカッシュ協会倫理規程を見直し、細則追加等により、スポーツにおけるインテグリティの充実、及びドーピング防止活動を継続、推進する。最新の関連情報の提供と注意喚起を徹底した。

⑪ 公益法人としての活動の強化

目的：公益社団法人としての適正な活動を行い、スカッシュの一層の全国普及振興に努力した。

平成 29 年度会員数 & 公認数

＜個人会員＞

()は前年

会員種別	人数
正会員	33 名(34 名)
プロ選手会員	34 名(36 名)
個人選手会員	646 名(658 名)
ジュニア会員	188 名(221 名)
一般会員	200 名(218 名)
レフリー・コーチ会員	19 名
個人後援会員	2 名(4 名)
学連会員	889 名(937 名)

個人会員総計名 2,011 名
(2,108 名)

＜団体会員＞

()は前年

会員種別	団体数
団体会員	103(100)
準団体会員	25(24)
クラブチーム会員	20(16)

＜個人会員と一般会員の支部別内訳＞()は前年

支部名	個人選手会員	一般会員
北海道	36(41)	12(15)
東北	53(60)	13(19)
関東	333(348)	104(98)
中部	49(47)	19(29)
関西	81(81)	33(31)
中国四国	51(46)	14(19)
九州	43(35)	5(7)

＜平成 29 年度公認件数＞

コート公認数	3 件
大会公認数(協会主催大会を除く)	55 大会 (オープン 33、U23 2、 U21 1、ジュニア 2、 地区支部クローズ 7、 県支部クローズ 5、学連 5)
ボール公認数	1 件
コーチ公認更新数	28 件
レフリー公認更新数	58 件

(2018.3.31.)

貸借対照表

平成30年 3月31日現在

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現 金 預 金	24,677,553	11,121,094	13,556,459
棚 卸 資 産	38,255	30,287	7,968
前 払 金	5,662,211	0	5,662,211
未 収 金	9,405,894	6,934,200	2,471,694
流動資産合計	39,783,913	18,085,581	21,698,332
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定 期 預 金	15,432,092	33,444,694	△ 18,012,602
基本財産合計	15,432,092	33,444,694	△ 18,012,602
(2) 特定資産			
公益事業基金(大会開催)引当預金	7,100,000	7,000,000	100,000
ト レ セ ン 建 設 引 当 預 金	4,900,000	4,700,000	200,000
ス ポ ー ツ ラ ボ 引 当 預 金	4,000,000	2,000,000	2,000,000
国 際 大 会 開 催 引 当 預 金	2,400,000	1,200,000	1,200,000
新 事 務 所 保 証 金 引 当 預 金	2,400,000	1,200,000	1,200,000
退 職 給 付 引 当 預 金	400,000	300,000	100,000
特定資産合計	21,200,000	16,400,000	4,800,000
(3) その他固定資産			
保 証 金	200,000	200,000	0
その他固定資産合計	200,000	200,000	0
固定資産合計	36,832,092	50,044,694	△ 13,212,602
資産合計	76,616,005	68,130,275	8,485,730
II 負債の部			
1. 流動負債			
未 払 金	1,869,555	1,231,648	637,907
前 受 金	4,801,200	2,492,800	2,308,400
預 り 金	1,387,000	795,000	592,000
流動負債合計	8,057,755	4,519,448	3,538,307
2. 固定負債			
退 職 給 付 引 当 金	400,000	300,000	100,000
固定負債合計	400,000	300,000	100,000
負債合計	8,457,755	4,819,448	3,638,307
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産			
(うち基本財産への充当額)	(15,432,092)	(33,444,694)	(△ 18,012,602)
(うち特定資産への充当額)	(20,800,000)	(16,100,000)	(4,700,000)
正味財産合計	68,158,250	63,310,827	4,847,423
負債及び正味財産合計	76,616,005	68,130,275	8,485,730

正味財産増減計算書

平成29年 4月 1日から平成30年 3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	[3,977]	[10,267]	[△ 6,290]
基本財産受取利息	3,977	10,267	△ 6,290
受取会費	[16,314,240]	[15,777,150]	[537,090]
正会員受取会費	356,400	367,200	△ 10,800
賛助会員個人受取会費	9,310,240	9,523,650	△ 213,410
賛助会員団体受取会費	3,488,400	2,916,000	572,400
加盟金	610,000	610,000	0
公認料	2,549,200	2,360,300	188,900
事業収益	[17,810,598]	[23,512,825]	[△ 5,702,227]
補助金・委託金等収入	4,135,000	5,332,000	△ 1,197,000
協賛金収入	2,372,400	3,495,880	△ 1,123,480
入場料収入	549,700	1,577,838	△ 1,028,138
参加料収入	9,447,099	9,312,595	134,504
その他の収入	1,306,399	3,781,201	△ 2,474,802
雑収入	0	13,311	△ 13,311
受取補助金等	[12,240,000]	[6,051,000]	[6,189,000]
民間補助金収入	6,354,000	3,535,000	2,819,000
国庫等助成金	5,886,000	2,516,000	3,370,000
受取寄付金	[763,000]	[1,020,009]	[△ 257,009]
受取寄付金	324,000	924,000	△ 600,000
募金収益	439,000	96,009	342,991
雑収益	[21,598]	[252]	[21,346]
受取利息	21,598	252	21,346
経常収益計	47,153,413	46,371,503	781,910
(2) 経常費用			
事業費	[26,769,577]	[27,093,289]	[△ 323,712]
コトフイツト	2,506,358	2,502,230	4,128
パンフレット	795,706	858,136	△ 62,430
参加賞	451,360	524,088	△ 72,728
トロフィ・メダル	260,485	312,290	△ 51,805
保険代理	18,528	75,820	△ 57,292
交通費	228,903	66,549	162,354
宿泊費	313,515	373,279	△ 59,764
郵送費	460,543	1,085,698	△ 625,155
雑費	1,908,227	2,048,521	△ 140,294
諸謝金	1,983,715	1,677,500	306,215
旅費	1,586,677	547,268	1,039,409
渡航費	2,605,064	3,809,706	△ 1,204,642
滞在費	2,089,980	2,924,976	△ 834,996
借料及び損料	706,225	1,113,610	△ 407,385
消耗品費	1,561	518,233	△ 516,672
スポンジ用品費	314,145	217,485	96,660
備用品費	0	3,225	△ 3,225
印刷製本費	1,493,519	1,462,934	30,585
通信運搬費	183,600	78,078	105,522
会議費	91,432	0	91,432
雑務費	3,885,676	3,589,376	296,300
保険料	145,970	180,100	△ 34,130
その他	222,934	162,388	60,546

科 目	当年度	前年度	増 減
対 象 外 経 費	3,756,454	2,185,549	1,570,905
給 付 金 支 出	759,000	766,500	△ 7,500
雑 支 出	0	9,750	△ 9,750
管 理 費	[15,536,413]	[16,765,049]	[△ 1,228,636]
給 旅 通 会 消 耗 什 器 備 品 費	9,817,839	10,853,609	△ 1,035,770
交 通 費	714,682	626,880	87,802
信 運 搬 費	429,578	382,948	46,630
議 費	4,320	6,357	△ 2,037
費 用 費	370,268	443,646	△ 73,378
印 刷 製 本 費	7,662	45,100	△ 37,438
光 熱 水 料 費	237,009	241,189	△ 4,180
賃 借 料	1,320,000	1,465,500	△ 145,500
社 会 保 険 料	1,625,703	1,675,882	△ 50,179
負 担 金 支 出	462,149	466,700	△ 4,551
公 認 会 計 士 他 費 用	150,000	150,000	0
公 益 法 人 関 連 費 用	284,868	221,296	63,572
登 記 費	96,040	115,740	△ 19,700
雑 費	16,295	70,202	△ 53,907
經常費用計	42,305,990	43,858,338	△ 1,552,348
評価損益等調整前当期經常増減額	4,847,423	2,513,165	2,334,258
評価損益等計	0	0	0
当期經常増減額	4,847,423	2,513,165	2,334,258
2. 經常外増減の部			
(1) 經常外収益			
經常外収益計	0	0	0
(2) 經常外費用			
經常外費用計	0	0	0
当期經常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	4,847,423	2,513,165	2,334,258
一般正味財産期首残高	63,310,827	60,797,662	2,513,165
一般正味財産期末残高	68,158,250	63,310,827	4,847,423
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	68,158,250	63,310,827	4,847,423

正味財産増減計算書内訳表
平成29年 4月 1日から平成30年 3月31日まで

(単位：円)

科 目	計			合 計
	公益目的事業	収益事業	法人会計	
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益	[0]	[0]	[3,977]	[3,977]
基本財産受取利息	0	0	3,977	3,977
受取会費	[8,157,120]	[0]	[8,157,120]	[16,314,240]
正会員受取会費	178,200	0	178,200	356,400
賛助会員個人受取会費	4,655,120	0	4,655,120	9,310,240
賛助会員団体受取会費	1,744,200	0	1,744,200	3,488,400
加盟料	305,000	0	305,000	610,000
公認料	1,274,600	0	1,274,600	2,549,200
事業収益	[17,810,598]	[0]	[0]	[17,810,598]
補助金・委託金等収入	4,135,000	0	0	4,135,000
協賛金収入	2,372,400	0	0	2,372,400
入場料収入	549,700	0	0	549,700
参加料収入	9,447,099	0	0	9,447,099
その他の収入	1,306,399	0	0	1,306,399
受取補助金等	[12,240,000]	[0]	[0]	[12,240,000]
民間補助金収入	6,354,000	0	0	6,354,000
国庫等助成金	5,886,000	0	0	5,886,000
受取寄付金	[763,000]	[0]	[0]	[763,000]
受取寄付金	324,000	0	0	324,000
募金収益	439,000	0	0	439,000
雑収益	[0]	[0]	[21,598]	[21,598]
受取利息	0	0	21,598	21,598
経常収益計	38,970,718	0	8,182,695	47,153,413
(2) 経常費用				
事業費	[26,769,577]	[0]	[0]	[26,769,577]
コピー・プリント	2,506,358	0	0	2,506,358
パンフレット	795,706	0	0	795,706
参加賞	451,360	0	0	451,360
トロフィー・メダル	260,485	0	0	260,485
保険代	18,528	0	0	18,528
交通費	228,903	0	0	228,903
宿泊費	313,515	0	0	313,515
郵送費	460,543	0	0	460,543
雑費	1,908,227	0	0	1,908,227
諸謝金	1,983,715	0	0	1,983,715
旅費	1,586,677	0	0	1,586,677
渡航費	2,605,064	0	0	2,605,064
滞在費	2,089,980	0	0	2,089,980
借料及び損料	706,225	0	0	706,225
消耗品費	1,561	0	0	1,561
スポンジ用品費	314,145	0	0	314,145
印刷製本費	1,493,519	0	0	1,493,519
通信運搬費	183,600	0	0	183,600
会議費	91,432	0	0	91,432
雑役務費	3,885,676	0	0	3,885,676
保険料	145,970	0	0	145,970
その他	222,934	0	0	222,934
対象外経費	3,756,454	0	0	3,756,454
給付金支出	759,000	0	0	759,000
管理費	[11,620,358]	[0]	[3,916,055]	[15,536,413]
給与	7,854,272	0	1,963,567	9,817,839
旅費	571,746	0	142,936	714,682
通信・運搬費	343,663	0	85,915	429,578
会議費	2,160	0	2,160	4,320
消耗什器備品費	296,216	0	74,052	370,268
印刷製本費	6,130	0	1,532	7,662
光熱水料費	189,608	0	47,401	237,009
貸借料	1,056,000	0	264,000	1,320,000
社保料	1,300,563	0	325,140	1,625,703

科 目	合 計			
	公益目的事業	収益事業	法人会計	
負 担 金 支 出	0	0	462,149	462,149
公 認 会 計 士 他 費 用	0	0	150,000	150,000
公 益 法 人 関 連 費 用	0	0	284,868	284,868
登 記 費 用	0	0	96,040	96,040
雑 費	0	0	16,295	16,295
經常費用計	38,389,935	0	3,916,055	42,305,990
評価損益等調整前当期經常増減額	580,783	0	4,266,640	4,847,423
評価損益等計	0	0	0	0
当期經常増減額	580,783	0	4,266,640	4,847,423
2. 經常外増減の部				
(1) 經常外収益				
經常外収益計	0	0	0	0
(2) 經常外費用				
經常外費用計	0	0	0	0
当期經常外増減額	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	580,783	0	4,266,640	4,847,423
一般正味財産期首残高	△ 1,211,866	0	64,522,693	63,310,827
一般正味財産期末残高	△ 631,083	0	68,789,333	68,158,250
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0	0
III 正味財産期末残高	△ 631,083	0	68,789,333	68,158,250

附属明細書

1. 基本財産及び特定資産の明細

「財務諸表に対する注記」の「2.基本財産及び特定資産の増減額及び残高」に記載のとおりである。

2. 引当金の明細

(単位:円)

科 目	期首残高	当期増加額	当期減少額		当期末残高
			目的使用	その他	
退職給付引当金	300,000	138,300	38,300	-	400,000

収支計算書に対する注記

1. 資金の範囲

資金の範囲 ----- 現金預金、未収金、未払金、前払金、前受金、仮払金、仮受金、預り金
なお、前期末及び当期末残高は、下記2に記載するとおりである。

2. 次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内容

(単位:円)

科 目	前期末残高	当期末残高
現金預金	11,121,094	24,677,553
前払金	0	5,662,211
未収金	6,934,200	9,405,894
合 計(1)	18,055,294	39,745,658
未払金	1,231,648	1,869,555
前受金	2,492,800	4,801,200
預り金	795,000	1,387,000
合 計(2)	4,519,448	8,057,755
次期繰越収支差額(1)－(2)	13,535,846	31,687,903

財産目録

平成30年 3月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額		
(流動資産)	現金 預金	手元保管	運転資金として	69,112	
		普通預金	普通預金合計	14,946,027	
		三菱UFJ銀行 神田支店	運転資金として	1,952,183	
		三菱UFJ銀行 神田駅前支店	運転資金として	5,514,621	
		三井住友銀行 神田支店	運転資金として	301,035	
		みずほ銀行 神田支店	運転資金として	482,233	
		りそな銀行 神田支店	運転資金として	1,277,232	
		シティーバンク 大手町支店	運転資金として	3,534,504	
		シティーバンク 大手町支店	運転資金として(外貨)	433,956	
		朝日信用金庫 湯島支店	運転資金として	849,420	
		ゆうちょ銀行 神田局	運転資金として	600,843	
		定期預金	定期預金合計	9,662,414	
		三井住友銀行 神田支店	運転資金として	414,553	
		みずほ銀行 神田支店	運転資金として	9,114,553	
		りそな銀行 神田支店	運転資金として	101,690	
		シティーバンク 大手町支店	運転資金として	22,003	
		三菱UFJ銀行 神田支店	運転資金として	9,615	
		棚卸資産	手元保管	公益目的事業分(本・ビデオ)及び 法人会計分(切手)として	38,255
		前払金			5,662,211
		翌年度事業分	参加費等	公益目的事業分として	5,662,211
	未収金			9,405,894	
	その他	JOC補助金・会費等	公益目的事業分として	9,405,894	
流動資産合計			39,783,913		
(固定資産)	基本財産	定期預金	定期預金合計	15,432,092	
			三菱UFJ銀行 神田支店	公益目的事業の不可欠特定財産として 運用益を管理費の財源に充当	5,102,860
			りそな銀行 神田支店	公益目的事業の不可欠特定財産として 運用益を管理費の財源に充当	8,309,208
			シティーバンク 大手町支店	公益目的事業の不可欠特定財産として 運用益を管理費の財源に充当	2,020,024
	特定資産	公益事業基金(大会開催)引当預金		公益事業基金(大会開催)引当預金合計	7,100,000
		三菱UFJ銀行		2,100,000	


貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額	
その他固定資産	トレセン建設引当預金	神田駅前支店 三井住友銀行	特定費用準備資金として	3,300,000	
		神田支店 ゆうちょ銀行 神田局	特定費用準備資金として	1,700,000	
			トレセン建設引当預金合計	4,900,000	
	スポーツラボ引当預金	三菱UFJ銀行 神田駅前支店 三井住友銀行 神田支店	公益目的事業分として	3,400,000	
			スポーツラボ引当預金合計	4,000,000	
	国際大会開催引当預金	三菱UFJ銀行 神田支店	公益目的事業分として	3,200,000	
		三井住友銀行 神田支店	公益目的事業分として	800,000	
			国際大会開催引当預金合計	2,400,000	
	新事務所保証金引当預金	三菱UFJ銀行 神田支店 三井住友銀行 神田支店	公益目的事業分として	1,200,000	
			新事務所保証金引当預金合計	2,400,000	
退職給付引当預金	三菱UFJ銀行 神田支店	法人会計・管理費分として	2,400,000		
		退職給付引当預金合計	400,000		
保証金	三菱UFJ銀行 神田支店	法人会計・管理費分として	400,000		
	事務所保証金	公益目的保有財産として(20%) 公益目的事業の不可欠特定財産として(80%)	200,000		
固定資産合計				36,832,092	
資産合計				76,616,005	
(流動負債)	未払金	3月分給料 大会経費 その他	法人会計・管理費分として	未払金合計	1,869,555
			公益目的事業分として	717,254	
			法人会計・管理費分として	720,463	
	前受金	次年度会費 その他	法人会計・管理費分として	前受金合計	4,801,200
			公益目的事業分として	4,501,200	
預り金	賞金	公益目的事業分として	300,000		
		公益目的事業分として	1,387,000		
流動負債合計				8,057,755	
(固定負債)	退職給付引当金		法人会計・管理費分として	400,000	
固定負債合計				400,000	
負債合計				8,457,755	
正味財産				68,158,250	

独立監査人の監査報告書

平成30年5月15日

公益社団法人日本スカッシュ協会
会長 笠原 一也 殿

十川公認会計士事務所
公認会計士

十川 稔 

<財務諸表監査>

私は、貴社団法人の委嘱に基づき、公益社団法人日本スカッシュ協会の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの平成29年度の貸借対照表及び正味財産増減計算書並びに附属明細書並びに財務諸表に対する注記について監査し、併せて、正味財産増減計算書内訳表（以下「財務諸表等」という。）について監査を行った。

財務諸表等に対する理事者の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して財務諸表等を作成し適正に表示することにある。これは、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

私の責任は、私が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私に財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査することを求めている。

監査においては、財務諸表等の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、私の判断により、不正又は誤謬による財務諸表等の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表等の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討することが含まれる。

私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

私は、上記の財務諸表等が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る期間の財産、正味財産増減の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<財産目録に対する意見>

私は、貴社団法人の委嘱に基づき、公益社団法人日本スカッシュ協会の平成30年3月31日現在の平成29年度の財産目録（「貸借対照表科目」、「使用目的等」及び「金額」の欄に限る）について監査を行った。

財産目録に対する理事者の責任

理事者の責任は、財産目録を、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠するとともに、公益認定関係書類と整合して作成することにある。

監査人の責任

私の責任は、財産目録が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠しており、公益認定関係書類と整合して作成されているかについて意見を表明することにある。

財産目録に対する監査意見

私は、上記の財産目録が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠しており、公益認定関係書類と整合して作成されているものと認める。

利害関係

公益社団法人日本スカッシュ協会と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

平成 30 年 5 月 15 日

公益社団法人日本スカッシュ協会
会長 笠原 一也 殿

公益社団法人 日本スカッシュ協会

監事 友清 敏和 
監事 山岸 和彦 

私たち監事は、公益社団法人日本スカッシュ協会の平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その結果を次のとおり報告いたします。

1. 監査方法及びその内容

- (1) 理事の職務並びに事業報告及びその附属明細書の監査については、理事会に出席し、理事から業務の報告を聴取し、関係書類の閲覧その他必要と思われる監査手続きを実施して、理事の職務の遂行並びに事業報告及びその附属明細書の妥当性を検討しました。
- (2) 財務諸表及びその附属明細書並びに財産目録の監査については、独立監査人から監査実施状況及び結果について報告を受け、財務諸表及びその附属明細書並びに財産目録を検討しました。

2. 監査意見

- (1) 事業報告及びその附属明細書に関する監査結果
事業報告及び附属明細書は、法令又は定款に従い当法人の状況を正しく示していると認めます。
- (2) 理事の職務の遂行に関する監査結果
当法人の理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- (3) 財務諸表及びその附属明細書並びに財産目録に関する監査結果
財務諸表及びその附属明細書並びに財産目録は当法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示していると認めます。また、独立監査人の監査方法及び結果は、相当であると認めます。

以上

収支計算書

平成29年 4月 1日から平成30年 3月31日まで

(単位:円)

科 目	予算額	決算額	差 異
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
基本財産運用収入	[10,000]	[3,977]	[6,023]
基本財産利息収入	10,000	3,977	6,023
会費収入	[16,767,200]	[16,314,240]	[452,960]
正会員会費収入	356,400	356,400	0
賛助会員個人会費	9,800,800	9,310,240	490,560
賛助会員団体会費	3,300,000	3,488,400	△ 188,400
加盟金	610,000	610,000	0
公認料	2,700,000	2,549,200	150,800
事業収入	[14,631,828]	[17,810,598]	[△ 3,178,770]
補助金・委託金等収入	2,000,000	4,135,000	△ 2,135,000
協賛金収入	3,656,828	2,372,400	1,284,428
入場料収入	670,000	549,700	120,300
参加料収入	7,755,000	9,447,099	△ 1,692,099
その他の収入	50,000	1,306,399	△ 1,256,399
雑収入	500,000	0	500,000
補助金等収入	[9,271,000]	[12,240,000]	[△ 2,969,000]
民間補助金収入	2,700,000	6,354,000	△ 3,654,000
国庫等助成金	6,571,000	5,886,000	685,000
寄付金収入	[1,000,000]	[763,000]	[237,000]
寄付金収入	0	324,000	△ 324,000
募金収入	1,000,000	439,000	561,000
雑収入	[2,500]	[21,598]	[△ 19,098]
受取利息	2,500	21,598	△ 19,098
特定預金取崩収入	[0]	[38,300]	[△ 38,300]
退職給付引当預金取崩収入	0	38,300	△ 38,300
事業活動収入計	41,682,528	47,191,713	△ 5,509,185
2. 事業活動支出			
事業費	[25,002,528]	[26,777,297]	[△ 1,774,769]
コートフット	2,526,990	2,506,358	20,632
パンフレット	754,500	795,706	△ 41,206
参加賞	654,400	451,360	203,040
トロフィー・メダル	389,828	260,485	129,343
保険代	40,872	18,528	22,344
交通費	355,000	228,903	126,097
宿泊費	129,880	313,515	△ 183,635
郵送費	220,000	460,543	△ 240,543
雑費	572,689	1,908,227	△ 1,335,538
諸謝金	2,273,800	1,983,715	290,085
旅費	1,749,270	1,586,677	162,593
渡航費	2,328,900	2,605,064	△ 276,164
滞在費	1,904,000	2,089,980	△ 185,980
借料及びび損料	506,880	706,225	△ 199,345
消耗品費	547,894	1,561	546,333
スポーツ用品費	350,011	314,145	35,866
備用品費	250,000	0	250,000
印刷製本費	3,605,400	1,493,519	2,111,881
通信搬費	100,095	191,320	△ 91,225
会議費	0	91,432	△ 91,432
雑務費	3,281,926	3,885,676	△ 603,750
保険料	32,310	145,970	△ 113,660

科 目	予算額	決算額	差 異
そ の 他	74,083	222,934	△ 148,851
対 象 外 経 費	1,453,800	3,756,454	△ 2,302,654
給 付 金 支 出	900,000	759,000	141,000
管 理 費	[16,280,000]	[15,436,661]	[843,339]
給 与 費	9,500,000	9,717,839	△ 217,839
旅 費 交 通 費	600,000	714,682	△ 114,682
通 信 ・ 運 搬 費	260,000	429,826	△ 169,826
会 議 費	20,000	4,320	15,680
消 耗 什 器 備 品 費	550,000	370,268	179,732
印 刷 製 本 費	100,000	7,662	92,338
光 熱 水 料 費	250,000	237,009	12,991
賃 借 料	1,500,000	1,320,000	180,000
社 会 保 険 料	2,200,000	1,625,703	574,297
負 担 金 支 出	500,000	462,149	37,851
公 認 会 計 士 他 費 用	150,000	150,000	0
公 益 法 人 関 連 費 用	300,000	284,868	15,132
登 記 費 用	50,000	96,040	△ 46,040
雑 費	300,000	16,295	283,705
事業活動支出計	41,282,528	42,213,958	△ 931,430
事業活動収支差額	400,000	4,977,755	△ 4,577,755
II 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
基本財産取崩収入	[0]	[18,012,602]	[△ 18,012,602]
投資活動収入計	0	18,012,602	△ 18,012,602
2. 投資活動支出			
特定預金支出	[400,000]	[4,838,300]	[△ 4,438,300]
退職給付引当預金支出	100,000	138,300	△ 38,300
大会開催引当預金支出	100,000	100,000	0
トレセン建設引当預金支出	200,000	200,000	0
スポーツラボ引当預金支出	0	2,000,000	△ 2,000,000
国際大会開催引当預金支出	0	1,200,000	△ 1,200,000
新事務所保証金引当預金支出	0	1,200,000	△ 1,200,000
投資活動支出計	400,000	4,838,300	△ 4,438,300
投資活動収支差額	△ 400,000	13,174,302	△ 13,574,302
III 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入			
財務活動収入計	0	0	0
2. 財務活動支出			
財務活動支出計	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0
当期収支差額	0	18,152,057	△ 18,152,057
前期繰越収支差額	0	13,535,846	△ 13,535,846
次期繰越収支差額	0	31,687,903	△ 31,687,903

収支計算書内訳表

平成29年 4月 1日から平成30年 3月31日まで

(単位：円)

科 目				合 計
	公益目的事業	収益事業	法人会計	
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
基本財産運用収入	[0]	[0]	[3,977]	[3,977]
基本財産利息収入	0	0	3,977	3,977
会費収入	[8,157,120]	[0]	[8,157,120]	[16,314,240]
正会員会費収入	178,200	0	178,200	356,400
賛助会員個人会費	4,655,120	0	4,655,120	9,310,240
賛助会員団体会費	1,744,200	0	1,744,200	3,488,400
加盟金	305,000	0	305,000	610,000
公認料	1,274,600	0	1,274,600	2,549,200
事業収入	[17,810,598]	[0]	[0]	[17,810,598]
補助金・委託金等収入	4,135,000	0	0	4,135,000
協賛金収入	2,372,400	0	0	2,372,400
入場料収入	549,700	0	0	549,700
参加料収入	9,447,099	0	0	9,447,099
その他の収入	1,306,399	0	0	1,306,399
補助金等収入	[12,240,000]	[0]	[0]	[12,240,000]
民間補助金収入	6,354,000	0	0	6,354,000
国庫等助成金	5,886,000	0	0	5,886,000
寄付金収入	[763,000]	[0]	[0]	[763,000]
寄付金収入	324,000	0	0	324,000
募金収入	439,000	0	0	439,000
雑収入	[0]	[0]	[21,598]	[21,598]
受取利息	0	0	21,598	21,598
特定預金取崩収入	[0]	[0]	[38,300]	[38,300]
退職給付引当預金取崩収入	0	0	38,300	38,300
事業活動収入計	38,970,718	0	8,220,995	47,191,713
2. 事業活動支出				
事業費	[26,777,297]	[0]	[0]	[26,777,297]
コトフイン	2,506,358	0	0	2,506,358
パソフレン	795,706	0	0	795,706
参加メダル	451,360	0	0	451,360
保険代	260,485	0	0	260,485
交通費	18,528	0	0	18,528
宿泊費	228,903	0	0	228,903
郵送費	313,515	0	0	313,515
雑費	460,543	0	0	460,543
諸謝金	1,908,227	0	0	1,908,227
旅費	1,983,715	0	0	1,983,715
滞在費	1,586,677	0	0	1,586,677
滞在費	2,605,064	0	0	2,605,064
借料及び損料	2,089,980	0	0	2,089,980
消耗品費	706,225	0	0	706,225
スボ一ツ用品費	1,561	0	0	1,561
印刷製本費	314,145	0	0	314,145
通信運搬費	1,493,519	0	0	1,493,519
会議費	191,320	0	0	191,320
雑務費	91,432	0	0	91,432
保険料	3,885,676	0	0	3,885,676
その他	145,970	0	0	145,970
対象外経費	222,934	0	0	222,934
給付金支出	3,756,454	0	0	3,756,454
管 理 費	759,000	0	0	759,000
給与	[11,509,398]	[0]	[3,927,263]	[15,436,661]
旅費	7,743,632	0	1,974,207	9,717,839
通信・運搬	571,746	0	142,936	714,682
会議費	343,343	0	86,483	429,826
消耗什器備品費	2,160	0	2,160	4,320
印刷製本費	296,216	0	74,052	370,268
光熱水料	6,130	0	1,532	7,662
賃借料	189,608	0	47,401	237,009
	1,056,000	0	264,000	1,320,000

科 目				合 計
	公益目的事業	収益事業	法人会計	
社 会 保 険 料	1,300,563	0	325,140	1,625,703
負 担 金 支 出	0	0	462,149	462,149
公 認 会 計 士 他 費 用	0	0	150,000	150,000
公 益 法 人 関 連 費 用	0	0	284,868	284,868
登 記 費 用	0	0	96,040	96,040
雑 費	0	0	16,295	16,295
事業活動支出計	38,286,695	0	3,927,263	42,213,958
事業活動収支差額	684,023	0	4,293,732	4,977,755
II 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
基 本 財 産 取 崩 収 入	[0]	[0]	[18,012,602]	[18,012,602]
投資活動収入計	0	0	18,012,602	18,012,602
2. 投資活動支出				
特 定 預 金 支 出	[3,500,000]	[0]	[1,338,300]	[4,838,300]
退 職 給 付 引 当 預 金 支 出	0	0	138,300	138,300
大 会 開 催 引 当 預 金 支 出	100,000	0	0	100,000
ト レ セ ン 建 設 引 当 預 金 支 出	200,000	0	0	200,000
ス ポ ー ツ ラ ボ 引 当 預 金 支 出	2,000,000	0	0	2,000,000
国 際 大 会 開 催 引 当 預 金 支 出	1,200,000	0	0	1,200,000
新 事 務 所 保 証 金 引 当 預 金 支 出	0	0	1,200,000	1,200,000
投資活動支出計	3,500,000	0	1,338,300	4,838,300
投資活動収支差額	△ 3,500,000	0	16,674,302	13,174,302
III 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
財務活動収入計	0	0	0	0
2. 財務活動支出				
財務活動支出計	0	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0	0
当期収支差額	△ 2,815,977	0	20,968,034	18,152,057
前期繰越収支差額	△ 2,456,116	0	15,991,962	13,535,846
次期繰越収支差額	△ 5,272,093	0	36,959,996	31,687,903

4. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

(単位:円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
委託金						
選手強化NF事業補助金	日本オリンピック委員会	0	4,135,000	4,135,000	0	—
小計		0	4,135,000	4,135,000	0	
補助金						
選手強化交付金	日本オリンピック委員会	0	5,354,000	5,354,000	0	—
ジュニア育成助成金	ミズノスポーツ振興財団	0	1,000,000	1,000,000	0	—
小計		0	6,354,000	6,354,000	0	
助成金						
スポーツ振興基金助成金	日本スポーツ振興センター	0	3,326,000	3,326,000	0	—
スポーツ振興くじ助成金	日本スポーツ振興センター	0	2,560,000	2,560,000	0	—
小計		0	5,886,000	5,886,000	0	
合計		0	16,375,000	16,375,000	0	

公益社団法人日本スカッシュ協会定款の一部変更

定款第 19 条の新旧対照表

新 (変更後)	旧 (変更前)
<p>第 5 章 役員</p> <p>(役員を設置)</p> <p>第 19 条 この法人には、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 10 名以上 15 名以内</p> <p>(2) 監事 3 名以内</p> <p>2 理事のうち1名を会長、若干名を常務理事とする。<u>副会長 1 名をおくことができる。</u></p> <p>3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。</p>	<p>第 5 章 役員</p> <p>(役員を設置)</p> <p>第 19 条 この法人には、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 10 名以上 15 名以内</p> <p>(2) 監事 3 名以内</p> <p>2 理事のうち1名を会長、若干名を常務理事とする。</p> <p>3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。</p>

公益社団法人日本スカッシュ協会定款

公益社団法人日本スカッシュ協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人日本スカッシュ協会と称する。英訳名は、JAPAN SQUASH ASSOCIATION と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、我が国におけるスカッシュ競技を統括し、当該競技の普及及び振興を図り、もって我が国におけるスポーツの振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) スカッシュ競技の普及に関すること。
- (2) 我が国のスカッシュ競技に係る競技力の向上に関すること。
- (3) スカッシュ競技に係る競技大会に関すること。
- (4) その他目的を達成するために必要な事業

2 前項第1号の事業は、日本全国において行うものとする。

第3章 社員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 都道府県におけるスカッシュ競技を統括する団体の代表者及び理事会において選任され総会で承認を受けた者
- (2) 賛助会員 当法人の活動に協賛する個人又は団体
- (3) 名誉会員 当法人に特に功労のあった者で社員総会の議決を経て推薦された者

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。ただし、名誉会員に推薦された者は入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び

毎年、会員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退社)

第8条 会員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の議決によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 計算書類等の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分の承認
- (7) その他社員総会で議決するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会として毎年6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(議決)

第17条 社員総会の議決は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数を持って行う。

2 前項の事項にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の決議権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 基本財産の処分
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補ごとに第1項の決議を行わなければならない。

理事又は監事の候補者の合計が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長、議事録作成者並びに出席した代表理事（代表理事が欠席の場合は総会で指名又は選任された理事2名）は、前項の議事録に署名捺印又は記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第19条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上15名以内
- (2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を会長、若干名を常務理事とする。副会長1名をおくことができる。

3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、

常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

第21条 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

第22条 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

第23条 この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の3分の2の承認を要する。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担する。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第28条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

(名誉総裁、名誉会長、顧問及び運営委員)

第29条 この法人に、名誉総裁1名、名誉会長1名並びに顧問及び運営委員を若干名置くことができる。

2 名誉総裁、名誉会長、並びに顧問は、次の職務を行う。

(1) 会長の相談に応じること。

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。

3 運営委員は、次の職務を行う。

(1) 常務理事を補佐すること。

4 名誉総裁、名誉会長、顧問、運営委員の選任及び解任は、理事会において決議する。

5 名誉総裁、名誉会長、顧問、運営委員は、無報酬とする。

第6章 理事会

(構成)

第30条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務執行の監督

(3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項について決議に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長並びに出席した代表理事（代表理事が欠席の場合は出席した理事全員）及び監事は、前項の議事録に署名捺印又は記名押印する。

（運営委員会）

第35条 この法人に運営委員会を置く。

- 2 前項の委員会は、常務理事と運営委員で構成する。
- 3 第1項の委員会は、次に掲げる事項を行う。
 - （1） この法人の業務運営の年間計画案を策定し、理事会に提出すること。
 - （2） この法人の理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために必要な体制の運用及び改善について、理事会に参考意見を提出すること。
 - （3） この法人の事業に従事する者からの法令違反行為等に関する通報に対して適切な処理を行うため、公益通報の窓口を設置・運用し、管理すること。
- 4 第1項の委員会の議事の運営の細則は理事会において定める。

第7章 資産及び会計

（基本財産）

- 第36条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。
- 2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

（剰余金）

第37条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

（事業年度）

第38条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

- 第39条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始前までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、上記のとおりです。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第40条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第

1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第41条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

（基金）

第42条 この法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拋出された基金は、この法人が解散するまで返還しない。

3 基金の返還の手続きについては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第236条の規定に従い、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第8章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第43条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第44条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（公益認定の取り消し等に伴う贈与）

第45条 この法人が公益認定の取り消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取り消し

の日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第46条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をできない場合は官報に掲載する方法による。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は藤ヶ崎訥美とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第39条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

別表 基本財産（第36条関係）

財産種別	場所・物量等
定期預金 15,432,092	りそな銀行神田支店 8,309,208 シティーバンク大手町支店 2,020,024 三菱東京UFJ銀行神田支店 5,102,860

公益社団法人日本スカッシュ協会運営規則の一部変更

運営規則変更の新旧対照表

新 (変更後)	旧 (変更前)
<p>第3章</p> <p>(役員の新任・立候補)</p> <p>第9条 理事会は、議案として総会の議に付すべき理事及び監事候補者名簿を作成する。その際立候補者は正会員3名のそれぞれ独立した書面による推薦状と立候補届けとを、所定の日時までに事務局長に手交又は書留郵便にて提出する。但し再任、重任者となる立候補者はこの手続きを省略できる。</p>	<p>第3章</p> <p>(役員の新任・立候補)</p> <p>第9条 理事会は、議案として総会の議に付すべき理事及び監事候補者名簿を作成する。その際立候補者は正会員3名のそれぞれ独立した書面による推薦状と立候補届けとを、所定の日時までに事務局長に手交又は書留郵便にて提出する。但し再任、重任者となる立候補者はこの手続きを省略できる。<u>選挙管理委員会は正会員3名で組織し、その委員は理事会の推薦により会長がこれを任命する。</u></p>

公益社団法人日本スカッシュ協会 運営規則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この運営規則は、公益社団法人日本スカッシュ協会定款に基づき、この法人(以下「本協会」という。)の組織、運営に関する細則を定めることを目的とする。

第2章 会 員

(加入基準)

第2条 会員は、本協会の目的に賛同して入会し、又は本協会の事業を援助する個人又は法人その他の団体とする。

(会員種別)

第3条 定款第5条に基づく会員種別の内容は次のとおりとする。

- ① 正会員は、都道府県におけるスカッシュ競技を統括する団体の代表者及び理事会において選任され総会で承認を受けた者により構成される。
- ② 賛助会員は、プレミアムパートナー会員(団体)、団体会員、準団体会員、クラブチーム会員、プレミアムパートナー会員(個人)、プロ選手会員、個人選手会員、ジュニア会員、学連会員、レフリー・コーチ会員、一般会員、後援会員、普及協力会員により構成される。

(会員会費納入)

第4条 会員は、次に定める会員会費を納入する。

- ① 正会員は、次に定める負担金を納入する。

年額 10,800 円

- ② 賛助会員は、次に定める会員会費を納入する。

プレミアムパートナー会員(団体) 1口 100,000 円

団体会員 入会金 54,000 円、年会費(1口)54,000 円

準団体会員 年会費(1口) 21,600 円

クラブチーム会員 年会費(1口) 21,600 円

プレミアムパートナー会員(個人) 1口 50,000 円

プロ選手会員 年会費 15,000 円

(プロ選手/海外国籍) 年会費 8,000 円

個人選手会員 年会費 8,000 円

ジュニア会員 年会費 4,000 円

(ジュニア/小学生) 年会費 3,000 円

レフリー・コーチ会員 年会費 3,600 円
一般会員 年会費 3,600 円
後援会員 年会費 3,600 円
学連会員 年会費 無料 (別途一括納入)
普及協力会員 年会費 無料

*年度末の1月から3月の間の会員登録及び該当期間に開催される公認及び承認大会に参加する為の会員登録に関しては、種別を問わず通常の半額とする。

- ③ プロ選手会員、個人選手会員、及び一般会員は、会費納入を履行していない場合は、当該年度の本協会の主催及び公認大会に出場することができない。
- ④ 全国のプロック地区を統括する団体(地区支部・全日本学連)及び都府県を統括する団体(都府県支部・関東及び関西学連、その他学連)は、本協会に加盟することができる。加盟金として地区支部及び全日本学連 50,000 円(1 団体/年)、都府県支部及び関東・関西学連 30,000 円(1 団体/年)を納入する。その他学連は免除とする。但し、加盟には理事会の承認を必要とする。

(会費の使途)

第5条 第4条の入会金、年会費及び加盟金、公認料は、毎事業年度における合計額の50%以下を当該年度の法人会計に使用する。

第3章 役員・常務理事・運営委員

(役員選任基準)

第6条

- 1 定款第19条が定める定数10名以上15名以内の理事の選任にあたっては、以下の基準を考慮し、構成バランスを目安とすることが望ましいものとする。
 - ① この法人の事業遂行に必要な専門的事項に造詣の深い者
5名以上7名以内
 - ② 学識経験者その他高い識見を有する者、又はスポーツ団体若しくは法人の運営管理に造詣の深い者
5名以上8名以内
- 2 理事及び監事は、本協会の社員であることを要しない。

(常務理事)

第7条 理事のうち若干名は、理事会が推薦し会長が委嘱して常務理事の任に当たる。常務理事は理事会の委任を受けて本協会の日常業務を決定執行する。

(運営委員)

第8条

- 1 常務理事を補佐するため運営委員を置く。運営委員は業務上必要とする若干名にと

どめ、何れかの専門委員会に属しその任に当たる。

- 2 常務理事と運営委員とは協力して運営委員会を構成し、運営委員は常務理事を補佐する。
- 3 各専門委員会の委員長はすべて運営委員に任じ、加えて各地区支部及び都府県支部の代表者及び団体役員並びに学連の代表者のうちから理事会の推薦する者若干名と会長が推薦する者若干名が会長の任免の下に運営委員になる。

(役員の新任・立候補)

第 9 条 理事会は、議案として総会の議に付すべき理事及び監事候補者名簿を作成する。その際立候補者は正会員 3 名のそれぞれ独立した書面による推薦状と立候補届けとを、所定の日時まで事務局長に手交又は書留郵便にて提出する。但し再任、重任者となる立候補者はこの手続きを省略できる。

第4章 専門委員会

(専門委員会)

第 10 条

- 1 事業遂行に必要な専門的事項を処理するため次の専門委員会をおき、所管事項について立案・審議し、理事会の承認を得た上でその内容を実施する。
 - ① 規則公認委員会
 - ② 選手強化委員会
 - ③ 競技委員会
 - ④ 総務委員会
 - ⑤ 普及渉外委員会
- 2 各委員会の委員長は、理事会の推薦に基づき、会長が委嘱する。専門委員会に、副委員長をおくときは、委員長がこれを指名する。
- 3 各専門委員会の委員数は委員長を含む 20 名以内とする。
- 4 委員の任期は、定款第 26 条の規定を準用する。
- 5 会長の指示があれば顧問は各専門委員会に出席、発言することができる。

(規則公認委員会)

第 11 条 規則公認委員会は次の事項を所管する。

- ① 大会・コート・ボール・用具等の公認に関すること。
- ② 競技ルール、大会運営ルール、ポイント制度等規則に関すること。

(選手強化委員会)

第 12 条 選手強化委員会は次の事項を所管する。

- ① 海外大会日本代表選手の選考。

- ② ナショナルチームの選手強化に関する事。
- ③ ジュニアの選手強化に関する事。
- ④ マスターズの選手強化に関する事。
- ⑤ 学生の選手強化に関する事。
- ⑥ スポーツ医学に関する事。
- ⑦ コーチ制度及び育成に関する事。

(競技委員会)

第13条 競技委員会は次の事項を所管する。

- ① 大会運営に関する事。
- ② 審判制度及び育成に関する事。

(総務委員会)

第14条 総務委員会は次の事項を所管する。

- ① 会員管理に関する事。
- ② 地区組織の充実にに関する事。
- ③ 財務経理に関する事。
- ④ 事務局に関する事。
- ⑤ 機関誌・広報に関する事。
- ⑥ 総合的企画運営に関する事。
- ⑦ 世界スカッシュ連盟、アジアスカッシュ連盟、各国協会、国際プレーヤーズ協会等海外との連絡調整に関する事。

(普及渉外委員会)

第15条 普及渉外委員会は次の事項を所管する。

- ① 大会等のスポンサー対策及びその増進に関する事。
- ② スカッシュの普及イベントに関する事。
- ③ 会員の増加のための活動に関する事。
- ④ 生涯スポーツとしてのジュニア・一般・マスターズの普及振興に関する事。
- ⑤ 環境対策に関する事。

第5章 登録

(選手登録)

第16条

- 1 本協会並びに地区支部が主催又は公認する競技会に、競技者として参加しようとする者は、原則として、日本国籍を有し別に定める規定による登録手続きを完了した選手でなければならない。

但し、日本国籍を有しない者で、ひきつづき3か月以上国内に居住する者については同様の扱いとする。

- 2 登録に関する規定及びアマチュア資格に関する規定は別に定める。

第6章 スポーツ仲裁

- 第 17 条 本協会のする決定に対する不服申立は、日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従ってなされる仲裁により解決されるものとする。

第7章 細則

- 第 18 条 各種細則の制定、廃止については、運営委員会にて検討の上原案を作成し、理事会の承認を得るものとする。

各種細則の内容の一部変更について、その変更が急を要し、理事会の承認を得ることが時間的に困難な場合には、事後に理事会の承認を求めるものとする。但し、理事会の事後承認が得られなかった時は、その変更は効力を有しないものとする。

第8章 会議へのオブザーバー参加

(会議へのオブザーバー参加)

- 第 19 条 本協会の組織の会議について、当該会議体の構成員でない正会員が傍聴を希望する場合、事前に当該会議体の議長から文書で傍聴の許可を受けた者はその会議を傍聴する事ができる。又議長から傍聴の依頼を受けた者(これら傍聴者を以下オブザーバーという)は許可の手続きなしで傍聴できる。

オブザーバーは議長の許可を受けた場合のみ発言でき、発言時間、内容等議長の指示に従う。議長から退席を求められた場合は直ちに退席しなければならない。

第9章 規則の改正

(規則の改正)

- 第 20 条 この規則は、本協会の理事会の議決により改正することができる。

- 1 この規則にいう全国の地区支部は次のとおりとする。
- 2 平成 23 年 4 月 1 日より地区支部は本協会とは独立した組織とし、公益社団法人日本スカッシュ協会(移行認定後)の支部名は名乗らないこととする。

日本スカッシュ協会北海道支部	北海道
日本スカッシュ協会東北支部	宮城県、青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県、新潟県
日本スカッシュ協会関東支部	東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県、栃木県、群馬県、茨城県、山梨県
日本スカッシュ協会中部支部	愛知県、岐阜県、静岡県、三重県、長野県、富山県、石川県、福井県
日本スカッシュ協会関西支部	大阪府、兵庫県、京都府、和歌山県、奈良県、滋賀県
日本スカッシュ協会中国四国支部	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
日本スカッシュ協会九州支部	福岡県、佐賀県、大分県、長崎県、熊本県、鹿児島県、宮崎県、沖縄県

- 3 この規則は、公益法人の登記の日から施行する。

(平成 22 年 11 月 9 日理事会決議)
(平成 23 年 1 月 20 日改訂理事会決議)
(平成 24 年 6 月 9 日改訂理事会・総会決議)
(平成 26 年 1 月 10 日改訂理事会決議)
(平成 26 年 12 月 21 日改訂理事会決議)
(平成 27 年 5 月 30 日改訂理事会決議)
(平成 28 年 3 月 13 日改訂理事会決議)
(平成 28 年 7 月 16 日改訂理事会決議)
(平成 29 年 10 月 21 日改訂理事会決議)
(平成 30 年 5 月 26 日改訂理事会決議)

平成 30 年度 事業計画

公益社団法人日本スカッシュ協会

(1) スカッシュ競技の普及に関する事業

- ① スカッシュデー・スカッシュウィークの実施
主催：(公社) 日本スカッシュ協会
主管：全国のスポーツクラブ及び地区支部等
日程：<スカッシュデー>平成 31 年 2 月 11 日
 <スカッシュウィーク>平成 31 年 2 月 4 日～19 日 (予定)
会場：全国のスポーツクラブのスカッシュコート等
目的：より多くの方々にスカッシュを体験し楽しんでもらう機会にする。
対象：一般の方、どなたでも。
参加予定人数：約 2,000 名
内容： 体験会、試打会、ヒッティングパートナー、レッスン体験、ゲーム体験等
 ※今後はクラブ対抗やチーム戦などを取り入れリーグに発展させる意向。
- ② 広報活動
 - イ) 広報機関誌<SQUASH>の発行 (年 2 回)
 (平成 30 年度スポーツ振興くじ助成申請予定)
 Vol. 83 (夏の号) 7 月 Vol. 84 (冬の号) 平成 31 年 2 月発行予定
 - ロ) 新ホームページの運営
 - ハ) Facebook・Twitter など SNS を利用した情報発信
 - ニ) 体育協会記者クラブ等マスコミへのプレスリリース等情報発信
- ③ 大会等のスポンサー対策及び年間協賛の増進
- ④ 環境対策委員会にて JSA エコプロジェクトを推進する
スカッシュの大会等におけるゴミの分別、マイカップ持参によるエコ活動及び環境ポスターの掲示を全国的に推進する。
- ⑤ エアースカッシュを活用した全国キャラバンを実施
体験者 2500 名に迫るエアースカッシュイベントを引き続き積極的に継続実施していく。※今後は屋外にての実施も可能にしていきたい。
- ⑥ グラスコートの有効利用から繋がる事業展開を模索していく。

(2) スカッシュ競技の競技力の向上に関する事業

- ① スカッシュの競技力向上に関する事業
目的：国際大会でメダルを獲得できる選手の育成強化を目的とする。
対象：各強化指定選手、候補選手、スカウト対象のジュニア選手、強化コーチ
内容：
 - イ) 選手強化委員会による JSA 強化指定選手の強化育成
 - ロ) 次世代強化選手の発掘。<ジュニアスカウトセレクション>の実施
- ② JSA 公認レベル T (普及トレーナー) 及びレベル 1 (コーチ) 認定講習会と認定試験の開催と資格保持者の更新手続き
主催：(公社) 日本スカッシュ協会
日程：年各 1 回開催予定
会場：スカッシュマジックアカデミー、他

目的：スカッシュの知識と指導法を体得し、楽しめるスカッシュや、技術向上をサポートできる人材を増やす。認定資格は3年毎に更新。

対象：レベルT---スカッシュの初心者レベルでのグループ作り等の初心者のサポートが出来る方。愛好者レベルで取得可。

レベル1---一般的なクラブプレイヤーをコーチングする指導者。

レベル2---上級プレイヤーを指導するインストラクター

参加予定人数：各回10名前後を予定

内容：レベルT---スカッシュの基本知識の講義と基本ショットの実技

レベル1---中級レベルの知識や、大会運営組織づくりを踏まえた講義と初心者レッスンに必要な実技 筆記と実技試験にて認定

レベル2---上級レベルの知識や戦術なども踏まえた講義とレッスンに必要な実技 筆記と実技試験合格後、課題提出後に認定

③ (公社) 日本スカッシュ協会コーチングワークショップの開催

主催：(公社) 日本スカッシュ協会

日程：年1~2回開催

会場：スカッシュマジックアカデミー、他(東日本及び西日本を予定)

目的：選手育成に必要な情報を更新、共有し、クラブコーチ間の指導力の差を埋めると同時に、国内のコーチング資格者のレベルの向上を目指す。

対象：JSA公認レベル1 コーチ

JSA公認スカッシュ普及トレーナー(レベルT)

JSA強化指定選手・強化指定候補選手・スカウト対象選手の指導者

JSA強化指定選手・強化指定候補選手・スカウト対象選手のご父兄の方

参加予定人数：10名前後を予定

④ JSA 公認審判講習会と認定試験の開催・資格更新手続き<2級・3級・4級>

主催：(公社) 日本スカッシュ協会及び全国の地区都道府県支部

日程：全国にて年10回程度開催予定

会場：全国のスポーツクラブのスカッシュコート又は地域公共施設

目的：レフリー・マーカールの正しい知識を習得し、スカッシュ審判の一層の技術向上を目的とする。

対象：4級---一般、ジュニア等のスカッシュ経験が浅い者等。

3級---スカッシュの競技歴が1年以上と認められる者等。

2級---スカッシュの競技歴が3年以上と認められる者等。

参加予定人数：各回10~30名前後を予定

内容：講習会にて、ルールやレフリー・マーカールのあり方、正しいジャッジ(判断)の進め方、トラブルの対処方法、観客や試合のコントロールについて学び、筆記試験とビデオを使った実技試験の点数により認定の可否が決められる。認定後の資格は3年毎に更新。

⑤ (公社) 日本スカッシュ協会レフリーワークショップの開催

主催：(公社) 日本スカッシュ協会

日程：年1~2回開催

会場：スカッシュマジックアカデミー、他(東日本及び西日本を予定)

目的：新しい情報を共有し、プレイヤーの疑問に答えながら、地域間の審判のレベル差を埋めつつ、国内のレフリー全体のレベルアップを目指す。

対象：JSA公認審判員

スカッシュのレフリーに興味がある方
参加予定人数：10名前後を予定

⑥ナショナルトレーニング及び強化合宿の開催

主催：(公社)日本スカッシュ協会

日程：<ナショナルトレーニング>月1回程度年間を通して実施予定
<JSA強化合宿>平成30年12月と平成31年3月に実施予定
<西日本ジュニア強化合宿>10月頃に実施予定
<ジュニアキャンプ>夏と冬に開催予定

会場：サンセットブリーズ保田、スカッシュマジックアカデミー、等

目的：アスリートである前に人間としての成長を重視し、その上で東アジア選手権、アジア選手権、世界選手権と言った大会での入賞を目指す。

対象：ジュニア、シニアを問わず、代表選手、強化指定選手、候補選手、学連選手も含め、強化対象に相応しい選手。

参加予定人数：各回6~20名前後を予定

内容：フィジカルチェック、コンディショニングゲーム、フィジカルトレーニング、基本ショット及び戦術練習、ゲーム練習、等。

(3) スカッシュ競技の競技大会に関する事業

① 協会主催の競技大会 ※日程、会場等は予定

イ) 第29回全日本アンダー23 スカッシュ選手権大会

日程：6月2日3日

会場：さいたまスカッシュスタジアム SQ-CUBE

目的：日本のトップを目指す若い選手の強化

対象：23歳未満の男女

参加予定人数：約100名

内容：トーナメント戦

ロ) 第32回ジャパンジュニアオープンスカッシュ選手権大会

<ワールドジュニアサーキット(WSF世界連盟承認)>

<アジアジュニアスーパーシリーズ(ASFアジア連盟承認)>

日程：7月25日~28日

会場：ヨコハマスカッシュスタジアム SQ-CUBE

目的：国内で海外のジュニア選手と対戦できる貴重な機会。国際交流と技術向上を目的とする。結果により強化指定選手に選出される。

対象：男女アンダー19、17、15、13、11、9の選手

参加予定人数：約240名

内容：トーナメント戦またはリーグ戦

ハ) 第24回マスターズカーニバル

日程：10月6日・7日

会場：ヨコハマスカッシュスタジアム SQ-CUBE

目的：マスターズ世代のスカッシュ愛好家による親睦を図り、スカッシュの試合を通じた楽しい仲間作りを目的とする。

また、4年後の「2021年関西ワールドマスターズゲームズ」を視野に入

れ、マスターズ選手の競技力向上や交流を活発にし、マスターズ人口を増やす役割を担う大会にする。

対象：男女オーバー30、40、50、60（初心者～ベテラン）

参加予定人数：約150名

内容：トーナメント及びリーグ戦。ペアマッチ他。エキシビションなど。

ニ) 文部科学大臣杯争奪第47回全日本スカッシュ選手権大会（冠は予定）

<平成30年度スポーツ振興基金助成予定>

日程：11月22日～25日

会場：ヨコハマスカッシュスタジアム SQ-CUBE

トレッサ横浜（グラスコート設置予定）

目的：地区選手権やクロズド大会での入賞、またはジャパンランキング上位により参加資格を与えられた選抜選手による、日本チャンピオンの座を競う国内最高峰の大会。日本代表を選抜する大会でもある。2016年より、国際プロツアーのクロズドサテライトとして登録しており、プロツアーランキングポイントが取得できる大会として開催している。

対象：全国の公認選手権における上位入賞者とジャパンランキングの上位者で、日本国籍を有する者。全日本マスターズ選手権も同時開催。

参加予定人数：約200名

内容：トーナメント戦

ホ) 第3回JSAウィンターチャレンジカップ

日程：平成30年12月下旬 ワンデーの予定

会場：サンセットブリーズ保田

対象：一般のジュニア選手

目的：ジュニア層の普及と振興の為、一般のジュニアへの大会参加の機会を提供する

参加予定人数：50名

へ) JOCジュニアオリンピックカップ第23回全日本ジュニアスカッシュ選手権大会

日程：平成31年3月下旬

会場：ヨコハマスカッシュスタジアム SQ-CUBE

目的：年代別のジュニアチャンピオンを競う大会であり、一年間の集大成的な大会。結果により強化指定選手に選出される。

対象：男女アンダー19、17、15、13、11、9の選手で日本国籍を有する者

参加人数：約130名

内容：トーナメント戦

② 海外大会日本代表派遣(予定)

イ) 東アジアスカッシュ選手権

日程：6月22日～24日

開催地：韓国（大邱市）

種目：男女混合団体戦

ロ) ペナンジュニアオープン

日程：6月26日～7月1日

開催地：マレーシア
種目：男女アンダー19,17,15,13,11

ハ) 香港ジュニアオープン
日程：7月31日～8月4日
開催地：香港
種目：男女アンダー19,17,15,13,11

ニ) 第18回アジア競技大会
日程：8月18日～9月2日
スカッシュ/ 個人戦 8月23日～26日
団体戦 8月27日～9月1日
開催地：インドネシア（ジャカルタ）
種目：男女個人戦、団体戦

ホ) 女子世界スカッシュ団体戦
日程：9月11日～9月16日
開催地：中国（大連）
種目：女子団体戦

ヘ) ユースオリンピック（ショーケース競技）
日程：10月6日～18日
開催地：ブエノスアイレス
種目：スカッシュ大使として日本から1名参加予定

ト) アジアジュニア団体選手権
日程：平成31年2月又は3月
開催地：タイ（バンコク）
種目：男女チーム戦

チ) その他

マカオジュニアオープン

KLジュニアオープン

シンガポールオープン

USジュニアオープン

マカオオープン

コリアンオープン

ブリティッシュジュニアオープン

スコティッシュジュニアオープン

などは、協会派遣大会とはなりません、派遣支援大会となります。

③ 国際大会の日本開催に向けての資金及び情報の収集

目的：国際大会の自国開催で、好条件で日本選手が戦う事ができ、より好成績を臨む事ができる。又、国際レベルのプレーを生観戦できる機会になり、メディアの露出を諮り、更に多くの人々のスカッシュへの認知度や関心を高める。

計画：2019年東アジアスカッシュ選手権開催に向けてグラスコートの使用を

視野に入れた会場選択と準備。資金を集める為の寄付抽選会の実施。

(4) その他本会の目的を達成する為に必要な振興事業

- ① アジア競技大会に向けてのロビー活動及び選手強化活動
目的：2018年のアジア競技大会でのメダル獲得に向けて選手強化を一層充実させる。
又、2026年愛知・名古屋開催のアジア競技大会の為に愛知県スポーツ振興課に協力し、レガシーとなる会場作りを働きかける。
対象：男女ナショナルチーム
種目：男女シングル戦、団体戦
内容：選手強化の為の合宿を集中して行う。
- ② オリンピックビド：スカッシュ競技採用の為の推進活動
目的：2024年のパリ五輪の正式競技採用を目指す。2020東京五輪のオリンピックムーブメントを最大限に利用し、実験的公開競技（スポーツ・ラボ）の実施を計画する。
内容：WSF（世界スカッシュ連盟）PSAに全面協力し、情報提供、情報発信など、スカッシュ業界を活発に演出する。その為にIOC（国際オリンピック委員会）並びに2020年東京オリンピック組織委員会へ実験的公開競技<スポーツ・ラボ>の実現を目指す
- ③ ワールドマスターズゲームズ関西に向けての推進活動
内容：2021年に京都市にて開催されるワールドマスターズゲームズ関西でのスカッシュ競技に向けて中央競技団体として関西支部と連携し準備を進める。
- ④ ドーピング検査及びドーピング防止啓蒙活動
<平成30年スポーツ振興くじ助成申請>
内容：(公財)日本ドーピング機構に加盟して、競技会検査を30年11月の全日本選手権大会にて実施。またアンチドーピング啓蒙活動と情報の発信を積極的に行う。強化合宿でのトップ選手を対象に講習を行う。
- ⑤ 会員募集事業と公認事業制度の運用
内容：*個人会員登録及び協会公認・承認大会への参加は(株)アプロード運用の「スポーツエントリー」を利用して利便性を図る。但し、平成23年度より大会参加に関しての「スポーツエントリー」の利用は、主催者の判断する。
*世界スカッシュ連盟(WSF)の規格に基づいて、コート及びボールの公認を行いスカッシュ競技の安全性や統一を図る。
*ポイントが取得できる公認大会を統括(大会公認、要項、ドロー、結果の確認)し、ランキングを管理する。全日本選手権への参加資格取得を目指すなど、選手の競技活動の継続奨励と競技力向上を図る。
*平成26年度に導入したジュニアランキングを継続発行する。
- ⑥ 世界スカッシュ連盟、アジアスカッシュ連盟、東アジアスカッシュ連盟、各国協会、PSA(プロ協会)との相互協力、連携

目的：海外の情報を収集し、国内へ発信。また、海外と友好関係と協力体制を維持し、競技力、団体運営の充実に結び付く積極的な活動を行う。

⑦ 全日本学生連盟との連携、強化

目的：引き続き学生連盟の所属選手も個人登録とし、協会機関誌を個別に発送する事により情報を一層密に伝達する。又、大会等における協力体制を強化し、卒業後も競技に携わろうと思う、学生OB、OGと共に運営に参加できる協会を目指して行く。

⑧ 「(公社)日本スカッシュ協会ナショナルトレーニングセンター(仮称)」建設に向けた資金及び情報の収集

目的：協会所有のスカッシュコートがあれば、選手強化が無駄なく継続できる。また、十分なコート数を保有することで、国際大会を開催出来、国際連盟との協調を増進させ、より自国の競技の発展につなげる事ができる。国や自治体の協力を得て「(公社)日本スカッシュ協会ナショナルトレーニングセンター(仮称)」の建設を目指し、資金と情報の収集する。

計画：1、今後建設予定の各種施設へのスカッシュコート設置を積極的に働きかけをする。

2 自治体、学校、企業に働きかけ、スカッシュコート建設につなげる。

⑨ 日本スポーツ協会（体育協会）加盟に向けての活動

目的：一層のスカッシュ普及の為、全国各支部体制を強化して各都道府県及び市の体育協会への加盟実現に向けて一層の準備を進める。

⑩ コンプライアンスの強化

目的：(公社)日本スカッシュ協会倫理規程を見直し、細則追加等により、スポーツにおけるインテグリティの充実、及びドーピング防止活動を継続、推進する。最新の関連情報の提供と注意喚起の徹底する。

⑪ 公益法人としての活動の強化

目的：公益社団法人としての適正な活動を行い、スカッシュの一層の全国普及振興に努力する。

収支予算書

平成30年 4月 1日から平成31年 3月31日まで

(単位:円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	[10,000]	[10,000]	[0]
基本財産受取利息	10,000	10,000	0
受取会費	[17,529,250]	[16,767,200]	[762,050]
正会員受取会費	356,400	356,400	0
賛助会員個人受取会費	10,262,850	9,800,800	462,050
賛助会員団体受取会費	3,600,000	3,300,000	300,000
加盟金	610,000	610,000	0
公認料	2,700,000	2,700,000	0
事業収益	[14,188,531]	[14,631,828]	[△ 443,297]
補助金・委託金等収入	2,300,000	2,000,000	300,000
協賛金収入	4,301,031	3,656,828	644,203
入場料収入	500,000	670,000	△ 170,000
参加料収入	6,275,500	7,755,000	△ 1,479,500
その他の収入	312,000	50,000	262,000
雑収入	500,000	500,000	0
受取補助金等	[12,441,000]	[9,271,000]	[3,170,000]
民間補助金収入	4,500,000	2,700,000	1,800,000
国庫等助成金	7,941,000	6,571,000	1,370,000
受取寄付金	[600,000]	[1,000,000]	[△ 400,000]
募金収益	600,000	1,000,000	△ 400,000
雑収益	[1,000]	[2,500]	[△ 1,500]
受取利息	1,000	2,500	△ 1,500
経常収益計	44,769,781	41,682,528	3,087,253
(2) 経常費用			
事業費	[27,577,781]	[25,002,528]	[2,575,253]
コトフイツト	2,238,660	2,526,990	△ 288,330
パンフレット	357,700	754,500	△ 396,800
参加賞	471,200	654,400	△ 183,200
トロフィー・メダル	309,588	389,828	△ 80,240
保険代	26,372	40,872	△ 14,500
交通費	587,100	355,000	232,100
宿泊費	107,000	129,880	△ 22,880
郵送費	182,000	220,000	△ 38,000
雑費	585,161	572,689	12,472
諸謝金	2,472,100	2,273,800	198,300
旅費	1,069,100	1,749,270	△ 680,170
渡滞航費	2,261,840	2,328,900	△ 67,060
滞在費	2,275,842	1,904,000	371,842
借料及び損料	1,297,051	506,880	790,171
消耗品費	423,641	547,894	△ 124,253
スポーツ用品費	295,245	350,011	△ 54,766
備用品費	250,000	250,000	0
印刷製本費	2,944,111	3,605,400	△ 661,289
通信運搬費	113,858	100,095	13,763
雑役務費	7,244,359	3,281,926	3,962,433
保険料	55,310	32,310	23,000
その他	15,543	74,083	△ 58,540
対象外経費	795,000	1,453,800	△ 658,800
給付金支出	900,000	900,000	0

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
雑 支 出	300,000	0	300,000
管 理 費	[16,792,000]	[16,280,000]	[512,000]
給 与 費	10,202,000	9,500,000	702,000
旅 交 通 費	800,000	600,000	200,000
通 信 運 搬 費	330,000	260,000	70,000
会 議 費	10,000	20,000	△ 10,000
消 耗 什 器 備 品 費	500,000	550,000	△ 50,000
印 刷 製 本 費	50,000	100,000	△ 50,000
光 熱 水 料 費	250,000	250,000	0
賃 借 料	1,500,000	1,500,000	0
社 会 保 険 料	2,000,000	2,200,000	△ 200,000
負 担 金 支 出	500,000	500,000	0
公 認 会 計 士 他 費 用	150,000	150,000	0
公 益 法 人 関 連 費 用	250,000	300,000	△ 50,000
登 記 費 用	150,000	50,000	100,000
雑 費	100,000	300,000	△ 200,000
經常費用計	44,369,781	41,282,528	3,087,253
評価損益等調整前当期經常増減額	400,000	400,000	0
評価損益等計	0	0	0
当期經常増減額	400,000	400,000	0
2. 經常外増減の部			
(1) 經常外収益			
經常外収益計	0	0	0
(2) 經常外費用			
經常外費用計	0	0	0
当期經常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	400,000	400,000	0
一般正味財産期首残高	0	0	0
一般正味財産期末残高	400,000	400,000	0
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	400,000	400,000	0

収支予算書内訳表(収支)
平成30年 4月 1日から平成31年 3月31日まで

(単位：円)

科 目				合 計
	公益目的事業	収益事業	法人会計	
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
基本財産運用収入	[0]	[0]	[10,000]	[10,000]
基本財産利息収入	0	0	10,000	10,000
会費収入	[8,764,625]	[0]	[8,764,625]	[17,529,250]
正会員会費収入	178,200	0	178,200	356,400
賛助会員個人会費	5,131,425	0	5,131,425	10,262,850
賛助会員団体会費	1,800,000	0	1,800,000	3,600,000
加盟金料	305,000	0	305,000	610,000
公認料	1,350,000	0	1,350,000	2,700,000
事業収入	[14,188,531]	[0]	[0]	[14,188,531]
補助金・委託金等収入	2,300,000	0	0	2,300,000
協賛金収入	4,301,031	0	0	4,301,031
入場料収入	500,000	0	0	500,000
参加料収入	6,275,500	0	0	6,275,500
その他の収入	312,000	0	0	312,000
雑収入	500,000	0	0	500,000
補助金等収入	[12,441,000]	[0]	[0]	[12,441,000]
民間補助金収入	4,500,000	0	0	4,500,000
国庫等助成金	7,941,000	0	0	7,941,000
寄付金収入	[600,000]	[0]	[0]	[600,000]
募金収入	600,000	0	0	600,000
雑収入	[0]	[0]	[1,000]	[1,000]
受取利息	0	0	1,000	1,000
事業活動収入計	35,994,156	0	8,775,625	44,769,781
2. 事業活動支出				
事業費	[27,577,781]	[0]	[0]	[27,577,781]
コトフレイット	2,238,660	0	0	2,238,660
パンフレット	357,700	0	0	357,700
参加賞	471,200	0	0	471,200
トロフィー・メダル	309,588	0	0	309,588
保険代	26,372	0	0	26,372
交通費	587,100	0	0	587,100
宿泊費	107,000	0	0	107,000
郵送費	182,000	0	0	182,000
雑費	585,161	0	0	585,161
諸謝金	2,472,100	0	0	2,472,100
旅費	1,069,100	0	0	1,069,100
渡航費	2,261,840	0	0	2,261,840
滞在費	2,275,842	0	0	2,275,842
借料及び損料	1,297,051	0	0	1,297,051
消耗品費	423,641	0	0	423,641
スボーツ用品費	295,245	0	0	295,245
備用品費	250,000	0	0	250,000
印刷製本費	2,944,111	0	0	2,944,111
通信用搬費	113,858	0	0	113,858
雑役務費	7,244,359	0	0	7,244,359
保険料	55,310	0	0	55,310
その他	15,543	0	0	15,543
対象外経費	795,000	0	0	795,000
給付金支出	900,000	0	0	900,000
雑支出	300,000	0	0	300,000
管理費	[12,510,600]	[0]	[4,281,400]	[16,792,000]
給与	8,161,600	0	2,040,400	10,202,000
旅費	640,000	0	160,000	800,000
通信・運搬費	264,000	0	66,000	330,000
会議費	5,000	0	5,000	10,000
消耗什器備品費	400,000	0	100,000	500,000
印刷製本費	40,000	0	10,000	50,000
光熱水料	200,000	0	50,000	250,000
賃借料	1,200,000	0	300,000	1,500,000
社保料	1,600,000	0	400,000	2,000,000

科 目				合 計
	公益目的事業	収益事業	法人会計	
負 担 金 支 出	0	0	500,000	500,000
公 認 会 計 士 他 費 用	0	0	150,000	150,000
公 益 法 人 関 連 費 用	0	0	250,000	250,000
登 記 費 用	0	0	150,000	150,000
雑 費	0	0	100,000	100,000
事業活動支出計	40,088,381	0	4,281,400	44,369,781
事業活動収支差額	△ 4,094,225	0	4,494,225	400,000
II 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
投資活動収入計	0	0	0	0
2. 投資活動支出				
特 定 預 金 支 出	[300,000]	[0]	[100,000]	[400,000]
退 職 給 付 引 当 預 金 支 出	0	0	100,000	100,000
大 会 開 催 引 当 預 金 支 出	100,000	0	0	100,000
ト レ セ ン 建 設 引 当 預 金 支 出	200,000	0	0	200,000
投資活動支出計	300,000	0	100,000	400,000
投資活動収支差額	△ 300,000	0	△ 100,000	△ 400,000
III 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
財務活動収入計	0	0	0	0
2. 財務活動支出				
財務活動支出計	0	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0	0
当期収支差額	△ 4,394,225	0	4,394,225	0
前期繰越収支差額	0	0	0	0
次期繰越収支差額	△ 4,394,225	0	4,394,225	0

平成30年度・31年度公益社団法人日本スカッシュ協会役員

役職名	再新任	氏名	職業・委員会・等	任期	常勤・非常勤
理事(会長)	再任	笠原 一也	元国立スポーツ科学センター長 NPO法人 日本オリンピック・アカデミー/会長	平成30年6月定時総会日～ 平成32年定時総会終結日	非常勤
理事(副会長)	再任	川原 貴	元国立スポーツ科学センター長	平成30年6月定時総会日～ 平成32年定時総会終結日	非常勤
理事(常務理事)	再任	潮木 仁	選手強化委員長 (株)スポーツステーション・ジン/ 代表取締役	平成30年6月定時総会日～ 平成32年定時総会終結日	非常勤
理事(常務理事)	再任	大根田 芳浩	競技委員長/レフリー委員長 大根田電機(株)/代表取締役社長	平成30年6月定時総会日～ 平成32年定時総会終結日	非常勤
理事(常務理事)	再任	小幡 博	地区対策委員長/北海道支部長 セントラルウェルネスクラブ札幌勤務/インストラクター	平成30年6月定時総会日～ 平成32年定時総会終結日	非常勤
理事(常務理事)	再任	神谷 典子	総務委員長/国際委員長 (公社)日本スカッシュ協会/事務局長	平成30年6月定時総会日～ 平成32年定時総会終結日	常勤
理事(常務理事)	新任	日向 孝知	規則公認委員長/広報委員長 (株)システナ/フレームワークデザイン本部	平成30年6月定時総会日～ 平成32年定時総会終結日	非常勤
理事(常務理事)	新任	宮城島眞知子	普及渉外委員長 Be-Win(株)/代表取締役	平成30年6月定時総会日～ 平成32年定時総会終結日	非常勤
理事	再任	渡邊 祥広	T&Wカンパニー(株)/代表取締役	平成30年6月定時総会日～ 平成32年定時総会終結日	非常勤
理事	再任	三枝 佳紀	セントラルスポーツ(株)/レジャー事業部長	平成30年6月定時総会日～ 平成32年定時総会終結日	非常勤
理事	再任	師岡 文男	スポーツアコード元理事/国際ワールドゲームズ協会 元理事/上智大学教授	平成30年6月定時総会日～ 平成32年定時総会終結日	非常勤
理事	再任	小見山 幸治	前参議院議員 (株)アウトソーシング クエスト/代表取締役 (一財)国際人材交流支援機構/理事長	平成30年6月定時総会日～ 平成32年定時総会終結日	非常勤
理事	新任	柳谷 登志雄 (本名:田中登志雄)	順天堂大学 スポーツ健康学科准教授 日本陸上連盟JOC強化スタッフ	平成30年6月定時総会日～ 平成32年定時総会終結日	非常勤
理事	新任	水嶋 章陽 (本名:水嶋昭彦)	九州医療スポーツ専門学校理事長	平成30年6月定時総会日～ 平成32年定時総会終結日	非常勤
理事	新任	出口 陽万	元関西支部支部長 AIG損害保険株式会社 勤務	平成30年6月定時総会日～ 平成32年定時総会終結日	非常勤
監事	再任	友清 敏和	元持田シーメンスメディカルシステム(株)/ 取締役	平成30年6月定時総会日～ 平成34年定時総会終結日	非常勤
監事	再任	山岸 和彦	あさひ法律事務所/弁護士	平成30年6月定時総会日～ 平成34年定時総会終結日	非常勤

現在、役員に報酬・退職金等は支給しておらず、今後も支給する予定はない。

平成30年度公益社団法人日本スカッシュ協会 名誉総裁・名誉会長・顧問

役 職	再新任	氏 名	職業・地区等
名誉総裁		高円宮承子女王殿下	
名誉会長	再任	猪谷 千春	国際オリンピック委員会名誉委員/ NPO法人日本オリンピックアカデミー
顧 問	再任	藤ヶ崎 訥美	元(株)三声/代表取締役社長
顧 問	再任	臼井 日出男	元衆議院議員/元防衛庁長官・元法務大臣
顧 問	再任	岩崎 晃	元(株)日本テレビワーク24専務取締役
顧 問	再任	齋藤 敏一	(株)ルネサンス 取締役会長
顧 問	再任	赤木 恭平	(公財)全日本ボウリング協会 名誉会長
顧 問	再任	鈴木 恒夫	元衆議院議員/元文部科学大臣
顧 問	再任	今村 正史	元コーンズドッドウェル(株)監査役
顧 問	再任	グレゴリー・クラーク	多摩大学名誉学長
顧 問	新任	山東 昭子	参議院議員
顧 問	新任	鈴木けいすけ	衆議院議員

平成30年度公益社団法人日本スカッシュ協会 運営委員

役 職	再新任	氏 名	職業・地区等
運営委員	再任	足立 美由紀	関西支部長
運営委員	再任	東 義智	九州支部
運営委員	再任	柴田 亮介	東北支部
運営委員	再任	芦谷 誠治	中国四国支部
運営委員	再任	西尾 竹英	中部支部
運営委員	再任	土田 博史	千葉県支部
運営委員	再任	丹莖 倫	会長推薦
運営委員	新任	全日本学生連盟委員長	全日本学生連盟委員長
運営委員	再任	梶田 幸子	会長推薦
運営委員	新任	河原 健一	会長推薦
運営委員	新任	齋藤 智一	会長推薦

平成30年度公益社団法人日本スカッシュ協会 名誉総裁・名誉会長・顧問

役 職	再新任	氏 名	職業・地区等
名誉総裁		高円宮承子女王殿下	
名誉会長	再任	猪谷 千春	国際オリンピック委員会名誉委員/ NPO法人日本オリンピックアカデミー
顧問	再任	藤ヶ崎 訥美	元(株)三声/代表取締役社長
顧問	再任	臼井 日出男	元衆議院議員/元防衛庁長官・元法務大臣
顧問	再任	岩崎 晃	元(株)日本テレビワーク24専務取締役
顧問	再任	齋藤 敏一	(株)ルネサンス 取締役会長
顧問	再任	赤木 恭平	(公財)全日本ボウリング協会 名誉会長
顧問	再任	鈴木 恒夫	元衆議院議員/元文部科学大臣
顧問	再任	今村 正史	元コーンズドッドウェル(株)監査役
顧問	再任	グレゴリー・クラーク	多摩大学名誉学長
顧問	新任	山東 昭子	参議院議員
顧問	新任	鈴木けいすけ	衆議院議員

平成30年度正会員名簿

30年度(33名)

氏名
小幡 博
鈴木 康之
柴田 亮介
熊田 康宏
大根田 芳浩
笠原 一也
潮木 仁
濱野 昭彦
日向 孝知
古川 泰久
神谷 典子
櫻井 裕太
梶田 幸子
土田 博史
丹埜 倫
宮城島 眞知子
高橋 徹

氏名
町田 信行
岡田 真弥
吉田 隆二
西尾 竹英
松岡 克夫
石川 由華子
足立 美由紀
丹羽 拓史
高木 あきみ
松下 泰和
杉本 和子
二瓶 雅美
武本 清孝
芦谷 誠治
東 義智
喜渡 正

平成 30 年度委員会・大会担当者

<委員会>

- 1) 規則公認委員会 委員長/日向
 <公認> 委員長/日向 <コンプライアンス> 担当/潮木 大根田 小幡 神谷
- 2) 選手強化委員会 委員長/潮木 副委員長/佐野 委員/山崎 (シニア委員長)、佐野 (ジュニア委員長)、小川、松本、神谷 (情報戦略担当)、横田
 <ナショナル強化プロジェクト> ナショナルコーチ/佐野、アシスタントコーチ/山崎、小川、松本 強化スタッフ/土田、西村、菊池、神子、吉留、郡司 (颯)
 サポートスタッフ/郡司 (孝一)、芦谷、
 <アスリート委員会>海道泰喜
 <コーチ> 委員長/佐野 副委員長/土田 委員/足立、潮木、山崎
 <学連> 委員長/石川 副委員長/櫻井
 <アンチドーピング委員会> 委員長/酒井 委員/川原、浅野 (雅)、神谷、丹野
- 3) 競技委員会 委員長/大根田 副委員長/河原
 <大会管理> 委員長/潮木 委員/河原、
 <レフリー> 委員長/大根田 委員/潮木、日向、土田、足立、佐野、山崎、小幡、柴田、千葉、小川、渡邊、小島、吉田
 <マスターズ> 委員長/齋藤 委員/大根田、マスターズクラブ
- 4) 総務委員会 委員長/神谷 委員/事務局
 <地区対策> 委員長/小幡 委員/大根田、全国地区支部委員
 <広報> 委員長/日向 委員/神谷、梶田、宮城島、齋藤
 <財務> 委員長/友清 委員/梶田、神谷
 <国際> 委員長/神谷
- 5) 普及渉外委員会 委員長/宮城島 副委員長委員/神谷、梶田
 委員/潮木、日向、大根田、小幡、
 <環境対策> J S Aエコプロジェクト 委員長/宮城島 委員/日向、事務局
 <エアースカッシュ>委員長/宮城島 委員/大根田、日向、青木、青柳、山崎、全国地区支部、事務局

<大会・イベント>

- A) 全日本アンダー23 実行委員長/潮木 副実行委員長/ 五百住 (学連) 丹野
- B) 全日本ジュニア 実行委員長/小川 副実行委員長/土田、五百住(学連) 島田
 委員/足立、宮城島、佐野、渡邊、ジュニア委員、丹野
- C) マスターズカーニバル 実行委員長/齋藤 委員/実行委員会
- D) 全日本選手権 実行委員長/ 委員/大根田、潮木、小幡、日向、宮城島、神谷、梶田、河原、丹野
- E) ジャパンジュニアオープン 実行委員長/佐野 副実行委員長/小川、五百住 (学連) 島田、委員/土田、宮城島、神谷、丹野、ジュニア委員
- F) ウインターチャレンジ 実行委員長/佐野
- G) スカッシュデー・スカッシュウィーク 実行委員長/宮城島 委員/全国地区支部員
- H) エアースカッシュ 実行委員長/宮城島 委員/委員会委員、全国地区支部員、

<事務局>

事務局長/神谷 事務局員/梶田、丹野、檜阪

「国と特に密接な関係がある」公益法人への該当性について（公表）

平成 30 年 6 月 30 日

公益社団法人日本スカッシュ協会

当法人は、国家公務員法等の規定に関し、国家公務員であった者が法人の役員として再就職する場合に、事前に政府に届出をおこなうことが必要な「国と特に密接な関係がある法人」に該当しませんので、その旨公表いたします。

[本件連絡先]

電 話

03-5256-0024

FAX

03-5256-0025

電子メール

squash@japan.email.ne.jp

（参考）国家公務員法等の規定

- ・ 国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 106 条の 24 第 1 項第 4 号
- ・ 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 54 条の 2 第 1 項において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 1 項第 4 号
- ・ 職員の退職管理に関する政令（平成 20 年政令第 389 号）第 32 条
- ・ 特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政令（平成 20 年政令第 390 号）第 18 条
- ・ 職員の退職管理に関する内閣官房令（平成 20 年内閣府令第 83 号）第 9 条
- ・ 特定独立行政法人の役員の退職管理に関する内閣官房令(平成 20 年内閣府令第 84 号)第 8 条